

参議院国土・環境委員会會議録第七号

平成十年十月一日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

九月三十日

辞任

脇 雅史君

北澤 俊美君

十月一日

辞任

中曾根弘文君

脇 雅史君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

脇 雅史君

補欠選任

中曾根弘文君

福山 哲郎君

市川 一朗君

坂野 重信君

田村 公平君

長谷川道郎君

山下 善彦君

脇 雅史君

岡崎トミ子君

佐藤 雄平君

福山 哲郎君

弘友 和夫君

岩佐 恵美君

大淵 綱子君

泉 信也君

島袋 宗康君

国務大臣

建設大臣

国務大臣

(北海道開発庁長官)

国務大臣

(環境庁長官)

国務大臣

(国土庁長官)

政府委員

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長

北海道開発庁総務監理官

防衛施設庁施設部長

環境庁企画調整局長

環境庁自然保護局長

環境庁大気保全局長

環境庁水質保全局長

国土庁防災局長

法務省刑事局長

外務省北米局長

外務省経済協力局長

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

農林水産大臣官房総務審議官

農林水産省構造改善局長

林野庁長官

関谷 勝嗣君

井上 吉夫君

真鍋 賢二君

柳沢 伯夫君

上杉 秋則君

斎藤 徹郎君

守屋 武昌君

岡田 康彦君

丸山 晴男君

廣瀬 省君

遠藤 保雄君

林 桂一君

松尾 邦弘君

竹内 行夫君

大島 賢三君

福田 進君

寺澤 辰廣君

石原 葵君

渡辺 好明君

山本 徹君

通商産業省環境立地局長

建設大臣官房長

建設大臣官房総務審議官

建設省建設経済局長

建設省都市局長

建設省河川局長

建設省道路局長

自治大臣官房総務審議官

自治省財政局長

常任委員会専門員

環境庁企画調整局長

環境庁環境部長

林野庁業務部長

建設大臣官房官

建設省住宅局長

会計検査院事務総局第三局長

日本道路公団総裁

住宅・都市整備公団理事

太田信一郎君

小野 邦久君

小川 忠男君

木下 博夫君

山本 正堯君

青山 俊樹君

井上 啓一君

香山 充弘君

二橋 正弘君

八島 秀雄君

浜中 裕徳君

日高 照利君

田村 至敏君

那珂 正君

大和 顯治君

緒方信一郎君

今泉 浩紀君

送付

十二回国会内閣提出、第四百十三回国会衆議院

委員(陣内孝雄君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨三十日、北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として福山哲郎君が選任されました。

○委員長(陣内孝雄君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国土整備及び環境保全等に関する調査のため、本日、住宅・都市整備公団及び日本道路公団の役員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(陣内孝雄君) 国土整備及び環境保全等に関する調査のうち、建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道開発行政の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松谷蒼一郎君 自民党の松谷でございます。建設行政を中心にしたしまして、若干の質疑をさせていただきます。

御案内のとおり、ただいま我が国は未曾有の厳しい景気の状態にあります。これを何とか打開す

るということで、金融関連法案が衆議院で与野党一体となつて法案成立に努力をしているところでございます。

私は、景気の一つの先行指標として住宅建設の動向というのが非常に大きいんじゃないだろうか。逆に言えば、景気対策のためにはまず住宅建設の着工を何とか促進していくということが極めて重要というように考えております。公共事業も当然であります。しかし波及する関連業種の多さというのは住宅建設は非常に大きいものがございますので、そういう面でも若干の時間をおかりしまして、住宅のこれから動向等につきまして政府にお伺いをしたいわけでございます。

まずお伺いしますが、現在のところの住宅着工の現状について御説明をお願いいたします。

○説明員(那珂正君) 住宅着工の現状についてのお尋ねでございますが、御案内のとおり平成八年は年間で百六十三万戸でございました。昨年、九年度は百三十四万戸と大幅減を示しました。さらに、本年度に入りまして、四月から八月までの毎月の年率換算値で申し上げますと、百万戸半ばかり百二十万戸半までの間を推移しております。非常に厳しい状況が続いていると思われま

す。

○松谷善一郎君 昭和五十八年だったかと思いますが、住宅の着工が非常に落ち込んでまいりました。百十六万戸にまでなつた。その後、見通しとして、場合によっては百万戸を切るんじゃないか、こういうような見通しを民間において推測されるような事態になつたことがあります。

結果的にはそういうことにはならなくて、その後、住宅の着工というのはどんどんふえていったんですが、しかしそのときの状況では、まだ住宅ローンの金利あるいは住宅金融公庫の金利というのはたしか五・五%を超えているぐらいだったし、地価も高かつたし、住宅を建設する周辺状況というものはかなり厳しい状況ではあつたんだと

ころが、現在は金利は三%を切っている、公庫も銀行の住宅ローンの金利も切っている、もうこれ以上は住宅ローンの金利は下げられないというところまで来ているわけです。地価もかなり安くなつてきております。建設費もかなり安い。したがって、住宅の建設を促進する周辺状況というのはこれまでにない状況にあるんですが、今住宅局長から答弁がありましたようにそれがなかなか着工が上向きにならない。その原因というものをどうお考えなのか。また、これから先景気回復の先兵として住宅建設を伸ばしていくためには建設省としてどういうような考えがあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○説明員(那珂正君) 今日のように厳しい状況が続いている原因ということでございますが、確かに松谷先生御指摘のように住宅金融の利率はかつてないほど低い状況にある、地価も大変低い状況にあるなどの状況はありますが、一方でやはり住宅を求めようとしている者にとって、経済全体の低迷状況、とりわけ将来の収入あるいは職業そのものに對する不安感等が背景に重くのしかかつておつてなかなか新しい住宅投資に踏み切れない需要層が相当程度いるんじゃないか、こういうふう

に思うわけでございます。

私もとしては、当面、全体の経済対策推進の一部として、とりわけ住宅対策についても考えられるあらゆることを検討してまいりる所存でございますが、とりわけ今後十月末までに政府内部で取りまとめる予定でございます景気対策臨時緊急特別枠の活用等を含めて早急に対策をまとめていきたいと思ひます。

○松谷善一郎君 住宅建設が伸び悩んでいる、あるいは落ち込んでいるというのは、今局長からお話がありましたように先行きに對する見通しが非常にきつ、暗い。したがって、今全額自分の資産でローンなしで住宅を建設するということはほとんどあり得ないわけですから、やっぱり住宅ローンを借りてやる。住宅ローンを借りて住宅を建てた、ところが景気はどんどん悪くなる、あるいは下手すれば自分の所属する会社が倒産をす

る、ローンが払えない。そういう見通しが非常に暗い状況にあるために、現在のところ住宅をわざわざ建てて、そしてローンを借りるということに對する危惧の念が一般の方に非常に多いのだらうと思ひます。住宅需要自体は、住宅需要実態調査でわかりますように非常に大きなものがあるわけです。潜在的な需要は大きいだけどもちよつとここまでは踏み切れない。

私は一つのやり方としては、住宅ローンを組みますね。組んだ後、これがいろいろな社会的環境によつて例えば企業が倒産する、あるいは職を離れる、そういうような場合にでも一定の期間、五年でも十年でもいいんですけれども、住宅ローンの返済を猶予する、何かそういうような仕組みを住宅行政の一環としてつくれないだろうか。そういうのがあれば、いろいろ将来に向けての厳しい状況ではあるが、しかしやっぱり潜在的には、狭い住宅の中に住んでいる、あるいは大変なところから通勤している、この状況を打破したいという気持ちには非常に強いわけですから、住宅ローンを借りて住宅着工に踏み切ることがあるんじゃないだろうかというふうに思ひますが、そういう面での対策というのかそういうことは建設省では検討したことはありませんか。

○説明員(那珂正君) 御指摘のように、現在の景気低迷が続く中で、勤務先の倒産などによつて収入が減つて既存の住宅ローンの返済が大変難しくなつておられる方々が相当増加しているという認識をしております。

まず、住宅金融公庫につきましては、平成五年及び六年度に、当初大変よかれと思つてまいりすか、なるべく住宅を求めやすくというつもりで、初期の負担の軽減という観点からいわゆる長期の、超長期のスーパージョーと償還制度というものを実施したわけでございますが、ここに来て、五年たちまして六年度に入りまして返済額が急増するということなことで、あらかじめ準備を十分されていたとは思ひますが、今申し上げましたように突然の勤務先の倒産等やむを得ない事情によ

つて返済額が滞るといふようなことも出てまいりました。そこで、本年度から償還期間を最長十年延長いたしました。その毎月毎月の返済額の軽減をとれるようにしたところでございます。

さらに、ローンの返済が苦しい、具体的に返済額が足りないという状況は何もその平成五年、六年のスーパージョーと償還制度だけではなくて、住宅金融公庫から借りられている方全体にかかわるわけでございます。この人たちににつきましても、積極的にローンの返済相談を行うことによつてその家計のそれぞれの実情にに応じて、今申し上げました償還期間を大幅に延長し、その間の元金の据置期間を一定期間設けるなどの措置が講じられるよう現在検討中でございます。

○松谷善一郎君 住宅ローンについては、政府系の住宅金融機関だけでなく一般の都市銀行による住宅ローン等についても、債務者が非常に厳しい状況になつた場合には猶予する、いわばそういう方向での政策的な措置ができるかどうか、ぜひ検討していただきたいというふうに思ひます。

ところで、住宅政策というのは昔からよく三本柱があつて、公営住宅の建設、これは特に低所得者対策といひます。公営住宅の建設、それから大都市圏の中堅所得階層に對する住宅の供給としての住都公団による供給、それから住宅の貸し付け、住宅金融公庫、こういうふうに言われておるんですが、今特に住宅金融公庫の役割が非常に大きいだろうと思ひます。もちろんそのほかには税制がありますが、税制についてはちよつと置くとして。

ところが、住宅金融公庫の貸し付けについて、本来は貸し渋りなんかがあつたらおかしいんですね。これは政府系金融機関で一番これから景気対策の中心的な柱として活躍をしなきゃならない。にもかかわらず、住宅金融公庫でディベロップあたりの融資に對して銀行保証を求めるといふようなことがあると聞いているわけです。公庫に住宅ローンを借りて行つて銀行の保証を持ってきたいと言われ、それで銀行に行つたら、そんなこ

とだったら私の方はみずから貸しますよ、こういう返事があつた。

これは一般的でないかどうかわかりませんが、私も聞いた二、三の事があるんですが、そういう事があるのかどうか。政府系金融機関は、住宅公庫に限らないんですが、中小企業金融公庫にしても国民金融公庫にしても貸し渋りなんというのをなくすための一番の重要な柱であるわけですから、そういうことはないとはいえませんが、これについてぜひ積極的な融資、対応をしていただきたいと思います。

○説明員(那珂正君) 住宅金融公庫の融資につきましては、貸付金の償還に關し確実な保証人があることを貸し付け上の条件としております。ディベロップ向けに融資の保証人としては、ただ銀行などの金融機関に限っているわけではございませんが、そのディベロップの系列会社あるいは工事を行う建設会社等で経営内容が優良なものを同列に認めております。さらにまた、物的担保が十分である場合には保証人のそういう資格についても相当弾力的に取り扱っているところがございます。

御指摘のように、住宅金融公庫融資の役割がこういう時期に大変大きくなつてきているということにかんがみまして、こういう運用が適切かつ円滑に実行できるように十分配慮してまいりたいと思ひます。

○松谷重一郎君 住宅融資というのは担保をとるわけですね、住宅、土地、いずれも。十分な担保をとるわけですから、どこかの保証も取りつけていとか銀行の保証を取りつけていとかというのはちよつと行き過ぎだと思ふんです。特に住宅金融公庫のような公的金融機関の場合は、これはぜひ十分調査していただいて、きょうは住宅金融公庫の関係者はお呼びいたしませんでしたが、住宅局として御指導をしていただきたいというように思ひます。

やつぱり景気対策、これから回復する先兵は住宅です。住宅が上向いてくれば必ず景気が上向います。

てきます。そういう意味でぜひよろしくお願ひをする次第であります。

税制についても、きょうは総務審議官もお見えであります。例の住宅ローン利子控除制度、これが今話題になつております。これについて、建設省としても諸般いろいろな事情はあるかもしれません、住宅取得促進税制との関連等もあるかもしれません、ぜひ新しい措置として導入に踏み切つていただきたいと思います。

○政府委員(小川忠男君) 現在の経済状況から考えますと、住宅がいま一つ元気がない、これが力強く建設される、これは非常に重要なことだと思ひます。

そういうふうな観点から、住宅取得促進税制、既に減税規模で六千億円を超える規模になつておりますが、これについていま一段のてこ入れという観点からいろいろ点検すると同時に、原理原則を異にいたします所得控除方式、これの利害得失、あるいは税額控除である促進税制との兼ね合い、この辺をどう考えれば一番有効に機能するかというふうな観点から、向こう一、二カ月全力を挙げて全面的な観点から検討したいと思ひます。

○松谷重一郎君 なお、公営住宅については今は特定優良賃貸住宅の供給戸数が非常に大きなシェアを占めているというように聞いております。若干このところ伸び悩みがあるというようにも聞いておりますが、この方式は地方公共団体でも地方の住民にとつても大変歓迎されている方式でありますので、これまで以上にこの方式の推進方をよろしくお願ひする次第であります。

大臣にお伺ひをいたしますが、ただいままでいろいろお話をいたしましたように、この深刻な景気の状態の中で住宅建設を何とか元氣よくさせるということが非常に重要な政策の柱であると私どもは思つておりますが、住宅建設の促進に向けて総合的に取り組んでいただきたいと思います。御決意のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○國務大臣(関谷勝嗣君) 今回の内閣が経済再生内閣と銘打ってスタートしたわけでございますが、そういう中であつて、やはり公共事業をして減税という二本の大きな柱、これが順調に進んでいけば景氣もよくなつてくると思ふわけでございます。

いろいろな特別減税を行いますけれども、これはやはり今社会を覆つております不安感、若い人は若い人なり、不安感、または年輩の方は年輩の方の老後の不安というものがあつて、なかなか消費マインドを起すものがないと思ひます。また、どうしても購買をしない、買ひ付けをしないというふうな新しい製品が今ないものでございまして、そういう新しい製品が今ないものでございまして、そうなりますと、私はやつぱり公共事業、公共投資というものを大きく進めていって、そして世間にマネーサプライをして、それがまた活氣に、景氣の回復になつてくるというふうなやり方をやっていかなければならぬと思ふのでございまして。

そういう中において、松谷先生おっしゃいましたように、建設省の河川であるとかダムであるとか道路であるとか、これももちろん大きなものでございまして、國民が最終的に渴望してございまして、やはり私は住宅だろうと思ふわけでございまして。ですから、この住宅がどのように伸びてくるかということが景氣を興してくる大きな起爆剤になつてくると思つておるわけでございまして。ただ、数値を見てみますと、十九カ月にわたつて対前月比でいわれる発注戸数はだんだん減つてきておる、とうとう百十萬戸になつてしまつたというふうなことでございまして、先生御指摘のようにあらゆる角度からの刺激を、住宅をつくるという状態、環境をつくつていかなければならぬと思ふわけでございまして。

したがいまして、その中で御指摘のように住宅金融公庫などは無担保で一〇〇%のものを貸すべきではないかという御意見、全くそのとおりであると思ふんですが、また逆に言いますと、金融を取り巻く情勢はとにかく不良債権というこ

とで、銀行の方も政府系金融機関にいたしましたも、やはり貸し渋りが起こるような雰囲気にあることも事実でございまして。しかし、政府系金融機関ですから、そういうようなところは思い切つて貸し渋りのないようになつていかなければならぬ。それから住宅促進税制も、今年間で金額にすれば百八十万円というふうなものを十年間にしようというふうなことを計画いたしておりましたが、そういう税制上の援助というものもやつていかなければならぬと思つております。

ただ、そういう中において、最近の若い方々が持ち家志向というのが余りないのでございまして。三年たてばまた変わった家に住みたいとか、あるいは持ち家をするほどの収入がない、かつまたローン返済に対する不安感があるというふうなことでございまして、建設省も住宅の促進で一生懸命やつておるわけでございまして、正直申し上げましてもうやれることは全部やつておるわけでございまして。ですから、私はこの秋に景氣が上向かなければならぬ、また必ず浮上はしてくると確信はしておるわけでございまして、いづれにいたしましても、そういう國民の一番今要求しております住宅に対するその氣持に十分報いるべく、政策的に金融的に税制的に一生懸命やつていきたいと思つております。

○松谷重一郎君 どうもありがとうございます。

今、大臣から持ち家志向がだんだんなくなつてきたという、これは本當の意味では住宅政策としていい形ではあるんですが、私も、住宅に關係したときに、持ち家だけいくのは政策としては必ずある。賃貸と持ち家がバランスよく供給されていく。戦前は大都市、あるいは江戸時代でも賃貸住宅、いわゆる長屋というんですかね、それが非常に多かったわけなんです。戦前も退職公務員の方々が三軒、四軒の住宅をつくつてそれを賃貸に供給していたというふうな時期があります。それによつて、空き家率の問題はありますけれども、非常にうまく住宅の住みかえが行われて

いたというような時期もありますので、私はある意味ではいい現象でもあると思います。それをうまくコントロールしながらやっていただければというように思っております。

ところで、住宅から別の議題に転じます。

現在、官公庁の整備が全国各地で行われているんですが、今まではとにかく地方の合同庁舎にしても建てればよいというようなスタイルであった。それは非常にもったいないやり方だなと私もかねがね思っていたんですが、こういうような地方での拠点になる公共建築というものを種にしながらコアにしながら再開発というようなものを考えていけばいいんじゃないかと思っております。ところで、先日いろいろお話を伺いましたところ、シビックコア地区整備というんですか、中心市街地の活性化に関連をして官公庁施設の整備を行うというような政策をとられているというように聞いております。

この概況につきまして、それから今後の見通しについてお答えをいただきたいと思っております。

○説明員(田村至敏君) 先生御指摘のとおり、官庁施設の整備に当たりましては、どちらかといいますとまず施設本体の性能の向上といったようなことを目的に整備してきた観点もあったかと思っております。また、従来交通上の利便性や都市の将来性のある立地条件というように求めています。郊外に官庁施設を建設するようなことがふさわしいと考えてきた経緯もございます。

しかしながら、現在、特に地方都市などにおきまして近年都市構造が大きく変化し、さまざまな要因によりまして中心市街地が活力を失ってきている、そのように言われておることもございまして、地方公共団体におきましては、こうした空洞化を補い、また中心市街地の活性化を目指しまして、そもそも官庁施設の持つ都市の核としての役割や、また相当の市民が日々利用する地域の交流拠点としての公共性にかんがみまして、再び中心市街地の再生事業に官庁施設を組み込みぬい、そのような要請が高まってきたところでございます。

います。

官庁官署部といったしましては、こうした要請にこたえまして、官庁施設整備におきましても従来から取り組んでまいりました、シビックコア地区整備制度を活用いたしまして官庁施設とその周辺地域内施設との一体的な整備、あるいは地域の特性を生かした質の高い庁舎整備等を通じて中心市街地の活性化に向けて積極的に取り組むこととしております。今年度から地方の合同庁舎整備において具体的な取り組みに着手したところでございます。

また、今お話しのごさいますしたシビックコア地区整備につきまして少し説明を加えさせていただきますが、この整備は官公庁施設を核といたしまして、地域の特色であるとか創意工夫を生かした魅力と味わいのある都市の拠点形成、それを図ることを目的としたものでございます。平成五年三月に制度が創設されて以来全国六地区で整備計画が策定されまして、その他全国三十五地区ほどで整備の適用につきましての検討がなされております。そういうような意味から、町づくりの有効な一つの手法として定着しつつあるものと認識しております。

このシビックコア地区整備は、まず市町村が主体的に整備計画を策定し、その計画に従って官庁施設整備及び関連都市整備事業が重点的に実施されていくものでございます。

○松谷善一郎君 今の官署部長のお話はよくわかりました。これは予算として、例えば計画費、調査費あるいは調整費、そういうようなものがついてくるのかどうか。それから各地区の都市計画との関係がどんなふうになっているのか。都市計画決定をやりながらやっていくのか、あるいはまだその段階ではないのか、その点についてはいかがですか。

○説明員(田村至敏君) まず、予算的な背景でございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、まず市町村が主体的に整備計画を樹立することとなっております。その時点で関連の都

市整備事業関係との調整というものがございまして、その調整が整いますれば重点的な投資がされるという背景にございまして。

また、官庁施設の整備につきましては、官庁施設整備費の予算の範囲内での連携プレーがかなり部分可能であろう。それで、お互いに知恵を出し合っていくことがまず先決であって、緊密な連携プレーをしつかりやっていくことによって予算的な面はかなりカバーできるのではないかと思っております。

○松谷善一郎君 せっかくのいい制度でありますから、大体再開発にしても地区開発につきましても種地がないのでなかなか進展をしない。この場合は、官署としては官公庁施設という種地、まさに種地があるわけですから非常に開発がやりやすいんじゃないかなというふうに思うのです。ただ、今伺いますと、知恵は確かに大事だけれども、知恵の上にさらに知恵を重ねてひとつ制度として万全なものにしていく。あるいは大きなものになつていくと都市計画との関連が出てくると思えます。都市計画の中でどういうふうな位置づけしていくかというのを考慮しながら制度としての定着をぜひやっていただきたいと思っております。

あわせて、このごろは官署もなかなか行政的な対応を行うようになっていて大変結構なことだと思っております。名前を変えた方がいんじゃないかと思っております。官庁官署というとかやや古めかしいので、大きな公共建築を中心として開発を進展させるようなそういう名前、何か官庁官署というとか大蔵官署管財局というのが昔あったけれども、そんなふうな気がするんです。

そのためには、各省庁にそういう官公庁官署部もありませう、そういうものとの統合もぜひお考えになつて、公共建築の分野を一括して、公共建築庁が何か知りませんが、もう遅いのかも知れませんが、省庁再編の一環としてぜひ前向きにお考えになつた方がいんじゃないだろうかというふうに思っています。厚生省にも公共建築の部門が病院とか何とかいろいろありますし、法務省も

刑務所とか何とかいろいろあります。あるいは文部省の学校、労働省の基準監督署とか何とかいろいろありますし、消防署もあります。そういうものを大きく一元的に、今言つたようなシビックコア制度じゃないけれども、そういう地方の、地区の活性化の一助としながらやっていくというような政策をぜひ御検討していただければいいんじゃないかというふうに思っています。

なお、さらにこれも伺つたんですが、我が国土環境委員会が今建築の分野における大きなテーマになっております法案について審議をしているところでありまして、炭酸ガス削減の先導的な取り組みを行っているというように聞いております。環境配慮型官庁施設の整備に取り組んでいるというように伺っておりますが、今後これをどのように進めていかれるのか。その中身について、時間がありまので簡単に結構ですからよろしくお願ひします。

○説明員(田村至敏君) 建築分野における我が国の二酸化炭素の排出量は、我が国が出す分の三六%に達しているというふうなことが言われているところでございまして、建設省はその削減に向けて先導的な役割を果たしていく必要があると考えているところでございます。

それで、官庁官署部といったしましては、これまでも官庁施設の省エネルギー対策を推進してきたところでありまして、このたびの地球温暖化問題を契機にいたしまして、二酸化炭素の排出量の削減と環境負荷低減に寄与する官庁施設の整備手法等を取りまとめたところでございます。環境負荷低減に資するために、平成十年度におきましては、従来の庁舎に比べて最大で二酸化炭素の排出量を三〇%削減することができると環境配慮型官庁施設、通称グリーン庁舎と呼んでおりますが、そういう位置づけのもとにその整備を先導的に実施することとしたところでございます。

○松谷善一郎君 大臣、お伺いしましたのはよく御存じであると思いますが、官庁官署というよりも大きな政策的課題に取り組みながら今一生

懸命官繕部もやっておるようでございますが、これについて大臣としてどう評価をされ、今後どのように進展をさせていくのか、お伺いいたします。

○国務大臣(関谷勝嗣君) まず最初に、先生の御指摘のように官庁官繕という呼称、名称でございますが、私も役所へ行きまして最初にこれは実に古い言葉であるというふうに言ったわけでございます。先生の古巣のところでございまして、私も、先生の御指摘でございますから、直ちに検討に入りたいと思っております。

それから、中心市街地活性化法案というのがござりました。あれは駅前開発であるとかあるいは商店街を中心とした開発がイメージとして中心のものなんですけれども、やはりこの官繕関係、どうしてもロケーションは非常にいい場所にあるわけですから、官繕関係の建物を中心にしてその地域の再開発をやっていくということ、これは私はもう非常に時期を得たものではないかと思っております。これは力強く進めていかなければならないと思っております。

それから、環境の問題でございますが、このことは私は参議院の本院議決で岡崎先生の御質疑で、前向きであなたはこれからすべてやりなさいというので、私も必ず前向きでやりなさいと答弁をしましたが、そのときに言いましたのは、これからの建設というのはやはり環境あるいはまた自然と共生できる、そういうものじゃないとだめだろうというふうに私お答えさせていただいたのでございます。そういうようなことで、二〇一〇年には温室効果ガスの削減目標を一九九〇年に比べまして六%削減するという京都議定書でございますが、COP3でも決まっておりますから、そのことに向けて努力をしていきたいと思います。

それと、私も最近教えられたことではございますが、このグリーン庁舎のイメージというのは本当にすばらしいことではございまして、例えば落葉樹によります日射のカット、あるいはまたきめ細

かい照明の制御をするわけでございまして、窓から入ってくる自然光の明るさに連動して蛍光灯の明るさが変わってくる。ですから、日中の明るいときにはそれが絞られて、夕方になるとそれが明るくなっていくというふうなことで、あるいはまた雨水の浸透ドレンチンなどというふうなことでございまして、下水道に流すのでなくして地面に浸透をさせて地下水系の保全を図っていくとか、そういうような本当にいろいろなことをやっております。このグリーン庁舎イメージというのを力強く進めていきたいと思います。

○松谷重一郎君 次に、再開発事業について伺いをいたしますが、再開発というのはやはり住宅と同じように景気対策の一つの大きな柱と思うんですが、地権者の動向というふうなものもありまして、キーテナントの問題で各地域で再開発の事業がなかなか進展をしないという動向にありまして、時間がありませんで、これはまたいずれ後に譲りたいと思っております。

再開発事業について、今まではキーテナントとしては、さあデパートだ、ホテルだ、スーパーだ、こういうふうに割に固定的に考えていたんですが、一般の商店も入れるとか、あるいはそれこそ公的な機関として小さな図書館を入れたり、あるいは公文書館を入れたり、そういうふうなものとの配合をしながら、これが全体としてはキーテナントの役割を果たしていく、再開発事業が何とかが経営上採算がとれていくというふうな形の仕組みと、それに対する助成、促進費というふうなものでも御考慮をいただければ、いろんな意味で再開発は進展していくと思うんです。

単に、図書館を入れない、保育園を入れたらどうですか、老人施設はどうですか、それだけではなかなか進展しない。そういうふうないろんな品目を挙げて、そういうものを入れるときには促進費として全体として促進費補助を出すというふうな仕組みをとっていかばかなり進展していくんじゃないか。そういうことによって地方公共団

体も、そうか、それではやろうかと、こういうことにもなつてきますので、その点について伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(山本正義君) 市街地再開発事業、現在四百以上の箇所が完成をいたしております、また二百以上の箇所が今事業中でございます。先生御指摘のとおり、中心市街地の活性化でありますとか民間誘発効果は大変高いということで今後とも推進していかねばいかぬということであろうかと思っております。

ただ、今御指摘のようにキーテナントがなかなか見つかりにくいとか、いろいろな問題がございまして、これについて対応いたしまして、今先生も御提案ございましたように、公的施設と組み合わせたいような市街地再開発事業、これをやっていったらどうか、こういうことであろうかと思っております。私も、都市の拠点に位置するものが大変多い、市街地再開発事業が多いということで、店舗、住宅の導入だけではなくて、ホールとか図書館とかコミュニティセンターでありますとか、あるいは公益施設のデイサービス、社会福祉施設でありますとか、そういうようなものについて整備していくということもあわせてやっていかねばいかぬというふうに考えております。

私も、公益施設とか福祉施設を導入した一定の事業については、通常の事業に比べて補助制度上優遇して、現在そういう制度もございまして、現に、福山市でありますとか名古屋市でありますとか、そういう事業をもう既にやっておりますところもございまして、さらに、私も来年度から、こういう御指摘もございまして予算概算要求におきまして社会福祉施設を導入したプロジェクトへの支援の拡充を今現在要求いたしておりますところでございます。

今後とも、先生の御指摘のような点を踏まえまして積極的に推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○松谷重一郎君 ちよつと時間がありませんのではしりますが、公共事業の問題です。

政府は公共事業に対する多くの予算を考えながら、これによって景気回復の大きな柱にしたいというところで懸命の努力をしておるわけでありますが、ただ公共事業の場合も、不要な場合についてはこれを何でも景気対策だからやるというふうなおかしなやりかた、これは確かに一理あると思うんです。

もう一つは、やっぱりこの時期、この一年二年というのは非常に重要な時期でありますから、公共事業も、新しく道路を着工するとか新しく高速道路を計画するとか、それが必要ではあります、あるいは半分くらい来た、もう少しやればあと二、三年で完成する、こういうふうなものに集中的に資本投下して予算配分をして、それでその成果を倍にも三倍にもしてもらうというの、また重要じゃないかなというふうに思うわけです。

そういう意味で、大変我田引水で申しわけないんですが、我が長崎県におきましては、九州横断自動車道が長崎市のすぐ近くまで来て、あとちょっとでなかなか供用開始にならない。西九州自動車道も同じように、つい最近佐世保の大塔というところまで来ました。それが佐世保の中心まで行ったら、予想の車両数の三倍ぐらい車がふえたんです。非常に県民も喜んでおりますが、そういうことで、西九州自動車道もこれは唐津の方まで延伸すれば非常に効果を発揮するわけです。

それから、これは象徴的なことでありますが、今、大島架橋というのを長崎県でやっております。大島という島があり、そこに大島造船所その他いろいろな施設があるんですが、そこと対岸の長崎県西彼杵郡との間に架橋が大分でき上がっておりますが、よく見ますともう少し足がつかない感じが、けれども、それがつかないでつかない感じが、だから、大島町の人たちも一体あそこまで来て何で早く完成をしないのかということで大変焦燥感に襲われている。

こういうのは重点的に完成をして、それで経済効果を大いに発揮してもらった方がいいんじゃない

いかというように思いますが、いかがですか。

○政府委員(井上啓一君) 道路の整備につきましても、御質問ですが、今先生のおっしゃられたように効果的な事業、特に昨今の状況にかんがみまして、景気に配慮した事業効果の上がるようなものを重点的にやってみようということでありまして、また、高規格道路については、こういう状況の中で十一年度予算では一〇%以上伸ばすというようになことで、西九州自動車道あるいは長崎—長崎多良見間の整備等を進めているところでもあります。

また、大島大橋についてでございますけれども、今なかなか進まないというお話でございますけれども、既に中央経路に向けて整備を進めておられます、今年度末には中央経路がつながるといふ状況でございます。けた建設が終わりました、来年度には舗装とか照明工事等を行ひまして供用を図りたいというふうに考えているところでございます。

○松谷蒼一郎君 いろいろできるんですか、大島架橋は。

○政府委員(井上啓一君) 来年度ということでございますが、できるだけ早い時期に完成させて供用を図るようにはしたいというふうに思っております。年度末ということにならないように、なるべく来年のそういうのを数カ月でも短縮できればというふうに思っております。

○松谷蒼一郎君 時間がありませんし、きょうは北海道開発庁長官もお見えになっていらつしやいますので、長官にお伺いをいたしたいと思ひます。

実は、建設大臣に総合経済対策の公共事業のあり方等々についてお伺いしたいと思つたんですが、ちよつと時間がありませんので、次の機会に譲りたいと思ひます。

北海道開発庁長官にお伺いをいたしますが、本年四月に閣議決定をいたしました第六期北海道総合開発計画に基づきまして、「明日の日本をつくる北海道」、これを実現するというように聞いております。今後こういうような計画に基づきながら

らどいうように北海道開発の実現を進めていかれるのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(井上吉夫君) 御承知のとおりで、北海道は全国の二二%の広さを持つ大変広い生活空間、産業生活の空間を持っております。大変自然に恵まれた地域であります。北海道の開拓が始まってから御承知のとおり百三十年と言われる。この短期間の間に大変な進歩を遂げましたけれども、経済状況がこんなに悪い中、整備を必要とする高速度自動車道や生活関連の施策がどうしても必要であります。私は大臣に就任いたしましたから二回ほど北海道を二、三日ずつ回つてまいりまして、その思いを深くいたしました。

したがって、こういう状況の中でどうやってこの北海道の大事な資源を残しながら、しかもここをどういうぐあいに発展させていくのか。これは、第六期の北海道総合開発計画の中でもこれを施策の中心としてやってみようということが幾つか議論されてまとまつております。

その一つは、まさに食糧供給基地として、北海道はこれから先は成長型産業とともに自然を生かしながら進めていくのではないかとということが一つであります。もう一つは、北の交流拠点としての立場に立つての振興を進めていく。さらに言うならば、重複するようではありますが、北海道の美しい雄大な自然をしっかりと残して後世代に引き継いでいくという計画を中心として考えています。そして、これから先は、まだまだ公共事業も大事であります。もつとさらに国じゅうの人たちが北海道のよさを評価しながら来ていただくための観光なり保養なり、そういう交流の場所として進めていくのではないかと。そして、安全でゆとりある生活、そのことを目指してやってみよう。

以上のことを主要施策として進めてまいりたい、このように考えておるところです。

○松谷蒼一郎君 ありがとうございます。

○岡崎トミ子君 この六月に国会で成立をいたしました中央省庁等改革基本法、この第四十六条に

は、国が行う公共事業は特に必要のあるものだけに限定をして、そのほかの事業は地方にゆだねることを基本とすることが明記されております。

この法律の国会審議の過程でも、建設省、運輸省、国土庁そして北海道開発庁をあわせて新設される国土地交通省、これが巨大な公共事業官庁になるのではないかと。これはもう野党のみならず与党の方からも懸念の意見が出されておりました。橋本首相は、公共事業については国と地方の役割分担を本当に徹底的に見直すというふうに述べて、当時、建設大臣や運輸大臣は、巨大化の懸念を一掃するために努力をしていく、こういう旨の答弁をされているわけなんです。

しかし、小沢内閣が誕生いたしましたからはこの分権の風向きがすっかり変わりました。地方分権それから中央省庁再編そして行政改革の取り組みの姿勢が明確に見えてきております。国の事業の九五%を占める公共事業、そして十兆円、建設省、運輸省、農水省と、これは大変巨大な権限だということに思ふんです。しかも、日本列島の住民の生活の隅々まで補助金による支配網を敷いて、そういう姿が目につかなくて困るわけなんです。

せっかく、先ほど閣内閣建設大臣に地球温暖化防止のところで大変すばらしい発言をしていただいたと、冒頭にそういうことを言つて始まるうかなというふうに思つたんですが、閣内閣の大臣の発言が大変気になります。ここから聞かせていただかなければいけないということになつてしまいました。

実は、政府の地方分権推進委員会、国道の管理権限の一部を地方自治体に移譲するというこの方針を打ち出されたときに、歴代内閣が進めてきた地方分権推進の政策に否定的な見解を示されました。つまり、初めに地方分権ありきと聞かされておる、こういう新聞の書き出しでございまして、このことについて、所信表明のときには大臣は、公共事業の進め方の見直し、それから行政改革の推進について触れられましたので、現在の御

見解、このことを踏まえてまずお聞きしたいというふうに思っております。

○国務大臣(岡谷勝男君) 私も建設省へ来ましてから二カ月になるわけでございまして、その間いろいろな場所で答弁をさせていただきましたが、包み隠さずことなく正直に自分のことを述べさせていただくということは今日まできちつとやっております。また、これからはやってみよう。そういうことで答弁させていただきます。

地方分権推進委員会が第五次で国道五十八号以外のものは地方へ移譲したかどうかというように答申を出してきたわけでございまして。それで、私もる勉強をいたしました。その他の国道におきましては、私は国道というのはいまだ日本全体を見ていかなければならないと思つてございまして。確かに地方道であれば、それは地方の方が一番詳しいわけでございまして、それを私はそのところに移譲するのにも結構だろうと思つてございまして、五十八号以外の国道を地方に移譲していくということになります。私は国としての基幹的な道路の整備の政策を打ち出していくことができないと思ふんです。

それともう一つは、神戸のような大災害が起こったときには、あのように適宜的確に対処ができましたのは、八つの地方建設局がございまして、その方々が直ちに現地に赴いていったといううな、そういう組織上のこともあつて私はあれだけの対策を打ち出していくことができたと思つております。

ですから、私は、今回地方分権推進委員会が打ち出しましたことをすべてだめと言つておるわけではないのでございまして、建設省で国の直轄の国道はいかにあるべきかという、その基準を今つくらせております。それを今月の末ぐらいまでにはまとめ、その基準に合ったものは国道として、直轄として置いておかなければならぬというものはもちろん置いておきますが、それでもないものは私は地方に移していくことは何にもやぶさかではないと思つてございまして、基

準備づくりをやっておりますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思っておりますので、ご意見を伺います。

そういう状況が今の状態でございます。その他のことは専門の方から。

私は、大臣としてはそういう感覚でやっております。

岡崎トミ子君 分権のことですか中央省庁再編ですか行政改革とか、これをきちんと踏まえたいというのがこれまでの国会審議で政府が約束されたことですので、これを破れないということがとても大事だということに思っておりますので、よろしく願います。

私は、平成十年度の建設白書を読みまして大変驚きました。建設省がみずから行ってきた公共事業に対するさまざまな批判を紹介しまして、どういう対策が必要かについて述べているわけなんです。ただし、惜しいのは、全体のトーンがまるで人ごとなんです。何よりも公共事業の問題をもちあしている根元的な問題については反省がない。そんなふうには読みました。

現在の国の公共事業が抱える問題のうち一番深刻なのは、市民の意思が政策に反映されていないことだということに思っております。最も象徴的なのは道路整備五カ年計画として治水事業五カ年計画で、中長期の計画のほとんどが閣議で決められてしまっていて、国会すらこの決定には十分関与できておりません。

そこで建設省に伺いたいと思いますが、閣議による重要な意思決定が多過ぎるというこの深刻な指摘を白書で取り上げなかったというのはなぜなんでしょうか。五カ年計画は国会で審議をして決める仕組みに改めるべきではないか、こういうふうにも思いますが、どうお答えをお願いいたします。

○政府委員(小野邦久君) 事務的な答弁を最初にさせていただきます。

各種五カ年計画を国会の御承認をいただくようなことでやっておりますか、そういう御意見が例えば

ば公共事業コントロール法案といった形で民主党の方でいろいろお考えがあるということは十分承知をいたしております。

私も、公共事業の具体的な考え方でございますけれども、計画はあくまでも具体の支出あるいは具体の歳出等について決めるということではございませんで、毎年度の支出につきましましては必ず国会の御承認を得て、これを承認いただいた上で事業としてやってきているわけでございます。

したがって、ある意味では公共事業の計画とは一つの目安と申しますか、五年間でございまして、場合によっては七年のもの、あるいは公共事業の種類によっては十年のものもございまして、けれども、ある一定の期間における具体的な目安といたしたようなことでつくられるものというふうに理解をいたしております。その具体的な事業化に当たっての毎年の具体の歳出につきましましては国会の御承認をいただいております。実際の事業化をする、こういう建前でございます。

やはり将来の予算でございまして、あるいは政策の選択ということも時代によって変わるわけでございまして、そういうような変更の可能性というふうなことを考えますと、余り長期にわたって具体的な事業につきましましては、例えば単年度で終わらないものにつきましましては国庫債務負担行為制度といったものもあるわけでございまして、そういうようないろいろな制度というものを十分的確に運用することによって、ある程度具体的な計画としての目安の中で毎年毎年の歳出に基づきまして具体的な事業というものは的確に行い得るのではないかと、こういうふうにも考えているわけでございます。

したがって、それぞれの長期計画自体を閣議決定を経た上でさらに国会の御承認をいただくというところまでは、いろいろなお考えもあると思っておりますけれども、私どもとしては必要ではないのではないかと、こういうふうにも思っております。具体の計画自体は閣議決定によってオーソライズをし

ていただく、それに基づいて具体化を図っていただく、こういうような建前でおるわけでござい

○岡崎トミ子君 それでは、大臣、今触れられました公共事業コントロール法、民主党が国会の関与ということでの法律を出しまして廃案になつてしまったんですけれども、この公共事業コントロール法や河川法改正案、道路法改正案、これに對しての大臣の短目の評価をお願いいたします。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 先生はなかなかお上手に誘導されますので、ついつい後でこちらにしかたれるような答弁になる危険性があるわけでござい

正直に言いますと、私も国会へ来まして二十三年ばかりになりますけれども、やっぱり単年度予算方式というのはいくらもあるけれども、私はちよつと時代遅れのところもあるだろうと思

ます。ましてや、建設というものは単年度で大きなものができるものでもありません。例えばダムなんかにはいたしまして、そんなのは十年もそれ以上もかかるわけですから、先生の意

図されておりますところ、私も一〇〇%理解できるものではないかもしれませんが、五〇%ぐらいは正直理解をしておるわけでございます。

ということで先生のお考えの方に徐々に持っていきたいなと思っております。

岡崎トミ子君 ありがとうございます。

ところで、国が白書の中で公共事業政策の具体的な転換を反映しているというの、これも読み取ることではできませんでした。しかし、一たん計画されたら二度と見直しをしないというのがこれまでの公共事業だったというふうに思いますが、今大臣が触れられましたダムや林道建設の事業が中止されたり、休止されたりいたしております。

ただ、中止、休止の事業のリストを見ますと疑問も生じます。それぞれ事業の中止の理由を見ると、最も多い理由で、なせもつと早くやめられなかつたのかなと思うものが多いんです。同じような問題を抱えたほかの事業はそれじゃどうなるんだらうかというふうに思っています。例えば批判の強い吉野川の第十堰の改築事業はどうなるのかなというふうにも思います。

そこで伺いたいと思いますが、なぜ今までに発表されました事業が中止、休止の対象になつていて、なぜほかの事業は対象になつていないのか、建設省はダム事業の見直しに当たっては対象事業の選択や見直しに関して具体的な数値であらわせるような基準を持っていますか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(青山俊樹君) 事務的な答弁をさせていただきますが、今お話がございましたダム、堰等の事業につきましては、事業者が当該事業の目的、内容等につきまして地域の意見を的確に聴取することを目的といたしまして平成七年度よりダム等事業審議委員会を試行的に設置してござい

まして、結果について公表しているところでございます。これまで水需要の見込みがなくなつたことが判明したことや代替案を含めた見直し、検討を行うことが必要になつたこと等のために、今お話しございました十三の事業を中止、十一の事業を休止、一つの事業を一時休止することとしたしております。

さらに、本年度からは先ほど大臣からお話ございました公共事業の再評価システム、これは建設省全体の事業に対して導入されておるわけでございますが、ダム事業につきましても当然このシステムによる評価を行うこととしておりまして、今後とも適宜事業の見直しを行い、より効率的な事業執行を目指していきたいと考えております。

○岡崎トミ子 私の見たところでは直轄事業は余りとまっております。自治体の要請でとめる場合が目立っていて、財政的にこれ以上続けることは困難だというのはやめることは当然なんですけれども、続けることのできる事業は、本当にこれがそうなのかというふうに思えるものでも、これは環境を破壊するというのがわかつていてもしやにむに続けるという、その疑いを払拭できるような透明でわかりやすい基準を設けて、見直し作業はぜひそういうふうにしていただきたいとお願ひをしております。

林野庁に伺いたいと思います。

林野庁でも所管する代表的な公共事業であります大規模林道事業の再評価を始めております。この再評価委員会について橋本前総理の時のアセス導入の方針を受けておりますけれども、この委員会の討議が非公開でございます。関係当事者が委員として加わっていないこと、見直しのための十分な時間をかけた議論が保障されていないこと、公聴会すら行われる予定がないということなどですが、林野庁はこうした批判についてどうお考えでしょうか。

○政府委員(山本徹君) ただいま先生御指摘の委員会の件でございますけれども、まずこの会議を非公開とした理由は、これは委員会にお

いて委員の皆様方の御検討の結果でございますけれども、自由闊達な意見交換を確保するという観点から会議としては非公開にさせていただいたというところでございます。

ただし、情報公開のために議事録は公開することにしておりまして、また委員会における資料についても公開扱いになっており、さらに委員会終了後には記者クラブ等に対して会議の模様を御報告申し上げております。それから、公聴会でございますけれども、この委員会の委員構成につきましては、再評価の公平性を確保するという観点から直接の利害関係者ではなくて公平な中立的な立場から御意見を述べいただくことが期待できる学識経験者等の第三者をそのメンバーとさせていただいております。

ただ、自然保護団体、地元自治体あるいは受益者等関係者からの御意見も十分承り、これも反映する必要があるわけで、こういった自然保護団体、自治体、受益者等の御意見は既に第一回の委員会に資料として私どももまとめて提出し、それぞれの御意見は委員会の審議に反映されることとなっております。

さらに、それでは直接に関係者の御意見を聞く機会をどうするか。これについては、その必要性の有無等について委員の先生方に御議論のあるところでございますけれども、具体的に言えば、今後現地視察も行う方向で会の運営が検討されておりますので、そういった機会を活用する等により自然保護団体や自治体、受益者の御意見も聞く機会が出てくるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、年内に結論は出したというところで、現地視察を含めて委員会の検討を精力的に行っていたことになっております。

○岡崎トミ子 今のお話の中でも、審議をされる皆さんたち、市民の皆さんたち、学者の皆さんたちの御意見を伺う、その有無も問うというようにすることはなくて、それは本当に時代おくれです

ので、ぜひお願いしたいと思うんです。

林野庁の見直しのあり方を見ますと、もし地元の反対で思うようにいかない場合には、代替ルートまでつくって工事を続行しているケースもありますので、関心を持って熱心に大規模林道の問題に取り組んでおられる市民や学者の皆さんが今後林野庁に働きかけを行っていくというふうに思っています。ぜひそうしたことに耳を傾けて、真剣な取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

今多くの自治体が財政難に苦しんでおりますが、その背景にバブル後の無理な景気対策としての公共投資があります。国に求められるままに多くの事業を行ってきた裏負担が今になって自治体に大きいのしかかっているわけなんです。このことについて自治体から恨みの声が聞こえてきております。ある県の知事さんも、県の借金が膨らんだのは景気対策の財源を起債で手当てさせてきた国の政策のためだというふうに言っております。

地方財政危機の背景に補助金や地方債に関する国の政策があるという批判について政府はどのようにお考えか、大蔵省と建設省に伺います。

○政府委員(寺澤辰廣君) お答え申し上げます。国の財政事情も極めて厳しい状況にあるわけでございますが、御指摘のように地方の財政事情も同様に厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

経済対策との関係での御指摘ございましたけれども、国と地方は公経済の車の両輪といたしまして地方財政当局とも連携をとりつつ経済対策の策定等を行ってきたところでございまして、その役割につきましても御理解をいただきたいと思います。

先般の経済対策におきましては、地方財政の厳しい状況を踏まえまして、個別の地方公共団体の地方債への依存を極力抑制しつつ、経済対策を円滑に実施するための臨時異例の措置といたしまして地方交付税の増額措置を講じたところでござい

ます。

いずれにいたしましても、地方財政は国の財政とともに厳しい状況にございますので、国と地方という公経済の車の両輪がバランスのとれた財政運営を行うことができませんように、地方財政の円滑な運営にも適切に配慮してまいりたいと考えております。

○岡崎トミ子 小沢政権は財政構造改革路線を本当にかなぐり捨てようという形で巨額の景気対策予算を計上しました。地方自治体の現在の財政負担という体力を考えますと、大変厳しい、もしかしらこの巨額な景気対策予算も消化できないのではないかと心配の声を上がっているわけなんです。地方自治体の協力が得られたとして、国の政策に協力したために財政危機を深刻化させることにはならないでしょうか。

大蔵省、自治省、建設省、農林水産省に、それぞれの立場から短目に伺いたいと思います。

○政府委員(寺澤辰廣君) 先ほど御答弁申し上げましたけれども、今回の対策でも地方の財政事情には配慮したつもりでございまして、今後とも国と地方が車の両輪としてバランスのとれた財政運営を行うことができるように配慮してまいりたいと考えております。

○政府委員(二橋正弘君) 今御指摘ございましたように、最近、地方財政が大変厳しい状況にございます。ただ、財政の立て直しをしていく上におきましても、経済を立て直す、経済の再生というのは何といつても先決でございまして、そういう状況にかんがみまして、今経済対策を行って国、地方の財政とも努力をいたしておるわけでござい

ます。地方財政につきましても、そういう中でそれぞれ地方団体、非常に厳しい財政状況の中でござい

ども、先ほど大蔵省からも御答弁ございましたけれども、今回の経済対策で地方交付税の増額を異例の措置で行うといったようなことも通じましてそれに対する財政的な対応をいつていっているという状況でございます。

○政府委員(小野邦久君) 先ほど御答弁が両省からございましたけれども、もともと公共事業はやはり国と地方が適切な役割分担のもとにお互いに協力しながら進めていく事業が基本だということふうに思っております。

先生御指摘のように、例えば消化可能性といったようなことがどうか、こういう御指摘でございますけれども、もともと公共事業につきましては、従来から、あるいは今回の補正でもそうでございますけれども、地域経済の状況とかあるいは地域の要望等を十分踏まえて実施の可能性というものを探ってまいりてきておりまして、地方において実施の可能性がないようなものというのとはもともとそういう事業として対象になることはないうというふうに考えております。あくまでも我が国全体の経済状況、あるいは先ほど自治省から御答弁がございました地域の経済状況というものを勘案しながら地元の要望に沿った事業をやっていくということが基本だということふうに思っております。

その場合に、地方の財政的な負担の問題でございますけれども、今回の経済対策では臨時異例の措置として交付税の増額というものを認めていただいております。こういうようなことを的確に運用することによって一刻も早く経済対策の効果が上がるような事業の執行に努めてまいりたい、こう思っております。

○政府委員(渡辺好明君) 三省からお答えがございましたので、私も同様の趣旨でやっておりますけれども、ちょっと違いますが、農林水産省の関係、とりわけ農業農村整備事業は農家、業者という最終の受益者と極めて関係の深いものでございまして、そういう方々からの要請に基づいて地方公共団体もこれをぜひやらなければいけ

ないというものを取り上げているわけでございませう。そういったことで、地元の要望を十分踏まえて実施することになっておりますので、そういう点では地元からも今回の経済対策における補正予算等は歓迎をされていると私は考えております。

いずれにいたしましても、二十一世紀に向けて、真の意味での社会資本の整備に向けて事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。

○岡崎トミ子君 この機会に中央と地方の関係の現状の一端について伺いたいと思っております。地方分権を妨げると言われております中央省庁の官僚の地方自治体への出向、重要政策の意思決定過程への関与について伺いたいんです。

建設省、四十七都道府県の土木部門の担当部長のうち建設省からの出向者は何人でしょうか。同様に、農水省も、農林水産省からの出向者は何人でしょうか。自治省も、総務部長として何人の出向者を出しているのでしょうか。人数だけお願いたします。

○政府委員(小野邦久君) 建設省から都道府県の土木担当部長へ出向している職員の数でございます。ことしの十月一日現在で三十府県、三十名というふうになっております。

○政府委員(石原義君) 続きまして、農林水産省でございますが、農林水産省から都道府県の農林水産担当部長に出向している者でございますが、本日現在で県の数が八県、職員数は九名でございます。

○政府委員(香山充弘君) 自治省からの総務部長は現在十九名でございます。

○岡崎トミ子君 今建設省、三十名ということですから、大変な数の出向者が地方自治体の重要政策に関する意思決定の中枢を握っているというふうにも思われるんですが、やはり地方分権の観点からはおかしな状況だなどというふうに、私はそういうふうな率直に思います。

この政策決定の中枢に在るということに関して、メリット、デメリットはどんなものかという

ふうにお考えでしょうか。これを簡単にまた建設省と農水省に伺います。

○政府委員(小野邦久君) 地方公共団体への出向の問題でございますけれども、地方公共団体にとりましては、全国的な広い視野に立つた行政的あるいは専門技術的な知識を有する職員を受け入れる、そういうメリットがあるというふうに私も考えております。また、私も自身、出向させる側でございますけれども、地方行政の現場の実務経験といったようなものを十分積む機会が得られる、あるいはもともと私どもの社会資本というものは国と地方が一緒になって協力してやるものが多いわけでございまして、そういったような観点から意思疎通が図られる、こういうふうにも考えているわけでございませう。

デメリットということでございますけれども、出向者が特定のポストに長期間隔くことによりまして当該地方公共団体の職員の意欲を阻害するといった、そういう弊害があるのではないかと、こうも思うわけでございませう。そういう弊害が生じてはならないというふうに考えておりまして、例えば地元で人材が乏しい場合はそのポストについて活躍していただくということは当然あり得るわけでございまして、適切な配慮をしていくことが今後とも必要であるというふうに考えているところでございませう。

いずれにいたしましても、公共団体への出向につきましては、各地方公共団体の実情に応じてその要請に基づいて行っているというのが実情でございます。

○政府委員(石原義君) 農林水産省関係でございますが、農林水産省から出向いたしますと、当該県にとりましては、やはり国の農政の動き、あるいは農政につきましても専門的知識が得られるのではないかと、そういうメリットが当該県にとりましてあるのではないかと考えているところでございませう。

また、農林水産省にとりましては、農政は何といひましても、地域農政という言葉がございませう。

が、地域の農業の現場、これを知りまして国の施策立案に生かしていくことが必要でございます。この点で農林水産省にとりましても大きなメリットがあるというふうに考えているところでございませう。

それから、デメリットでございますが、この点は先ほど建設省の官房長さんの方からお話がありましたとおりでございます。何といひましても当該県の職員の意欲を阻害することになるのではないかとこのように考えているところでございませう。

○岡崎トミ子君 最後に感想と宮城県知事の発言を御紹介したいと思っておりますが、宮城県の浅野知事は、箱物事業の計画のずさんさを認めて、認めただけでなく議会説明の中で次のように発言をいたしました。

引用しますと、今回の経緯を単に遺憾であるというので済ますのではなく、つまりこれはいろいろ事業評価というものについて県庁の職員が発表したその中身について言っているわけなんですけれども、遺憾であるというだけではなくて今後の反省材料にしたい。今後は事業の必要性、財務的な合理性などについて事前に十分検討していきたい。検討について記録を残し、後の批判にたえられようにしたい。それから、事前、事後に議会、県民に適時的確に報告することも必要で、こういった措置で検討過程の透明性を確保する。検討過程での県民参加の制度化も進めるといふことで、地方自治体の中でこうして努力をしているところも大変多いんですね。進めたいではなく進めるといふふうに断言をしていることを強調したいわけなんです。

国と同じ問題を抱える地方自治体は、国に先駆けてさまざまな取り組みを始めております。国もぜひこうした流れにおくられることなく、地方と競い合って改革を進めていただきたいと思います。地方分権というのは国と地方とで権限の分捕り合いをするということではない、損得の押しつけ合いでもないというふうに思っています。

制度疲労が目立っており、現在の日本の中央集権的な政治や行政システムを改革していく、民主主義をどんなふうにして進めていこうかという大きな試みだというふうに思っておりますので、その点をこれからも踏まえてともに努力したいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。

本日は、前回九月十七日の国土・環境委員会で少し気になりましたことがございましたので、温暖化についての質問をさせていただきますことをお許しくださいというふうに思います。

COP4まであと一月になりました、大変重要な問題がいろいろ山積をしておるわけですが、一般論として京都議定書でこのCOP4において中身を詰めようというふうに言われていた六条にあります共同実施というのは簡単に御説明をいただくとどんな制度なのか。それから、京都議定書の十二条にありますクリーン開発メカニズムというのは一体どんな制度なのかということをもっと簡単に御説明いただきたいというふうに思います。

○政府委員(岡田康彦君) お答え申し上げます。

まず、共同実施でございますが、これは附属書Iの締約国、すなわち先進国が共同して行うものでございまして、附属書Iの締約国において排出削減等の事業を行い、その事業による排出削減量の一部を参加国の合意の上で当該事業が実施される国以外の参加国の削減量に加えることを認める制度でございます。

その次に、クリーン開発メカニズムでございますが、これは途上国が排出削減等の事業を行いまして途上国における持続可能な開発に役立てると同時に、この事業によって生じる排出削減量について認証を受けた上で附属書Iの締約国、先進国に譲り渡し、先進工業国の削減量に加えることを認める制度でございます。

これらの制度の具体的なあり方については、現在国際的に検討が進められているところでございます。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

それでは、少し本題に入らせていただきますと思います。

各委員の皆様にはお手元に資料をお渡ししたのですが、実は九月十七日の国土・環境委員会におきまして私が日経の記事を取り上げまして、九月十三日の日経に日本政府が条約事務局に共同実施もしくはCDM、今お伺いをした二つでございまして、二つについて提案をしたというように記事が出ておりますが、その中身はどういうことだということをお伺いしました。それに対して岡田局長の方から「まず第一、そのような提言を、日本の提案を日本の政府がしているというところはございません。」という御答弁をちょうだいいたしました。

ところが、実はお手元の三枚目を見ていただきますと、これは条約の事務局から出ているホームページなんです。条約の事務局から出ているホームページにおきまして、四番目、五番目、丸のついているところでございますが、これを見ていただきますと、一九九八年セブテンバーとなつていまして、これ九月十日に受け取ったということになっております。それから五番目もノンペーパーで、これは両方ジャパンというのがありまして、これも一九九八年の九月十日に受け取ったというのがあります。これが実は条約事務局のホームページに九月二十二日に載りました。ところが、私が質問をさせていただいたのは九月十七日でございます。そして、私の質問に対しては政府委員の方からは「まず第一、そのような提言を、日本の提案を日本の政府がしているというところとはございません。」という答弁がございました。

さらにもう一つですが、実は私がもう一度この日経の条約事務局に日本案として提出したということはないのですねというふうに確認をしましたところ、二枚目の資料をこらんだきたかと思ひますが、政府委員から「いろいろ議論はしてい

るわけですから、いろいろな意見を言っているというところでは何も言っていないという意味ではございませんが、そういうふうに途上国を絡めたような提案をしているというところはございません。」と御答弁をいただきました。

ところが、最初に先ほどお話をしましたように、CDMというのは途上国を絡めないでできないものでございまして、このホームページの中においてはCDMについて日本から受け取ったと書かれているわけですが、そうすると、世界じゅうのだけれどもコンピューターのホームページで見られるようなものに対して、この国会の委員会の中におきまして二重の虚偽の答弁をいただいたということに対して、僕は実は前回初めての質問だったのでございますが、今回大変ショックでございまして、このようなことではないのかということでもう御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡田康彦君) 大変申しわけございません。若干状況を御説明させていただきます。

私も今回、再度御質問をいたしたくということで御質問の趣旨をもう一度ビデオから採録して見まして、実を言いますと突然の御質問でもあったものですから、若干私の方が質問の趣旨を取り違えていたんだということを私自身がわかりました。それで、大変これは申しわけなく思っております。先生には別途お呼びに上がったところではありますけれども、そこは突然の御質問だったという面もあつてお許しいただきたいと思ひますが、特に新聞記事をもとにおっしゃいましたので、新聞記事では「途上国に排出枠売却権 日本、温暖化会議で提案へ」というような書き方で、私もは途上国に排出枠売却権について物を言うような提案の仕方はしておりませんでしたものですから、そういうことを申し上げました。

どうも先生は新聞記事のそのことを言っておられたんじゃないかと、条約事務局の方に私どもが出した文書のことを言っておられたんだということ、議事録を見、ビデオを見ましたところ、意味も恐らくそうであつたんだらうと。これは私の方が質問を取り違えてお答えしたということ、これは申しわけないというふうに、全くそのとおりと思っております。その旨先生にもお呼びした次第でございますが、この委員会におきましても質問の趣旨を取り違えてお答えを申し上げたという点については深くおわび申し上げます。

○福山哲郎君 議事録を見ていただいても、二回とも私は、条約事務局に日本案として提出したというところではないという、そういう事実はないのですねとお伺いをして、質問の趣旨を取り違えたでは、済みません、委員長、これはなかなか納得したいものがあるんですが。

○委員長(陳内孝雄君) 後で理事会で協議いたします。

ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(陳内孝雄君) 速記を起こしてください。

○福山哲郎君 では、その質問を取り違えたということは別に、この時点で岡田局長は日本政府が条約事務局にこういつた提案書を出されたことは御存じだったわけですか。

○政府委員(岡田康彦君) 正直に申し上げたのがいいかどうかということはありませんが、全く正直に申し上げますと、正直言つて申し上げようがございませぬが、職掌ですから知らないと言つてはいけませんが、私自身は率直に言つて知りませんでした。申しわけありません。(そんなばかな話あるかよ)と呼ぶ者ありません。(そんなばかな話あるかよ)と呼ぶ者ありません。私自身が言うべきことではないんですが、正直に言えといえはそういうことでございまして。

○福山哲郎君 条約事務局に提出して、ホームページにこれだけ載つていて、実は中身はあるんです、ここに。あるんですけれども、この中身について局長が知らないで条約事務局に提出されたというところは一体どういうことなんですか。

○政府委員(岡田康彦君) 申しわけありません。それは、ですから、私はもう一度さらに申し上げ

れば、私が知らないとして申し上げるべき立場ではありませんが、それを知らなかったことが申しわけないだけであります。

これは部内分掌的に言いますと、要するに地球環境部長に専断で分担してもらっているものですが、私が承知していなかったという事です。それは外に向けて言えるような話じゃありませんから、承知していなかったこと自身が申しわけないということになります。

○福山哲郎君 あの時地球環境部長は後ろに同席をされていたはずだと私は記憶をしておるんですが、地球環境部長は条約事務局に出されたことはもちろん御存じだったわけですね。

○政府委員(岡田康彦君) 申しわけございませぬ。その点は、先ほど申し上げましたが、突然のお尋ねであつたものですから、私も後ろを振り向きまして、その際、ビデオでもそのとおりに映っておりますが、その後、私もどうしてこういう手違いが起つたかということについて調べてみたんですが、要は地球環境部長自身も新聞の方の伺った話をばつと思つて、新聞の見出しの方の……(きちんと聞いていないじゃないか)と呼ぶ者あり、いやいや、ですから突然のお尋ねであつたのでやや私自身も動揺しましたが、「途上国に排出枠売却権」ということの記事の方に気が行つて、そういうことを言っているわけじゃありませんというのを申し上げてしまつたということでもあります。

○福山哲郎君 今の御答弁には基本的に全く納得できないので、環境庁長官、あのときの答弁で環境庁長官は、本当に誠実にNGOの皆さん、それから日本国民の皆さんが大変関心を持っていてのに対して積極的によつていかなきゃいけないという御答弁を私にいただきました。それで、そのことに対して、例えば国会でこういうことを聞いたにもかかわらず出てこないという中で、どこに国民に対して、京都議定書であれだけの皆さんの御努力の結果採択されたものを、次につながる直前にこういう姿勢でよろしいんですか。

ようか。環境庁長官、どのようにお考えですか。○国務大臣(眞鍋義二君) ただいまの先生のお話を伺つておりました、局長からも自分の考えの取り違ひをしておつたことに気がついて先生にその意を伝えておわびを申し上げたわけでありまして、そこは完全な人間というものはもう存在しないわけでありまして、ぜひお許しをいただいで御理解をちょうだいできればと大臣として考えるわけがあります。

また、浜中部長は、問題が質問されるという前提があつたならばそのような答えも準備しただろうと思うわけでありまして、当日この席にいなかったわけでありまして、後ろの席には陪席しておつたかも知れませんが、その返事のいとなが、十分意思疎通ができなかったということ、これはまた後ほどの打ち合わせの中で両者の理解ができたわけでありまして、浜中部長としては正規のそういう返事をいたしておつたということとございませぬので、そのように御理解をいただきたいと存じます。

○福山哲郎君 今の話もおおしく、常識的に考えますと、長官、大変失礼ですが、十日に条約事務局に出したものを一週間後の十七日に突然質問されたから混乱をしたから答えられなかった。そんな責任でこの条約に対して、COP4に対して臨むという姿勢でいいのかという点が一点。

それから二点目は、……(局長が知らなかった)と呼ぶ者あり、局長が知らなかったという点もそうなんです、おかしいということ、今少し興奮しましたので頭から抜きましたが、私がきのうこれを質問すると言つて初めておわびにいられたし、それまでに訂正は、これは十七日の質問ですから、きょう十月一日です。半月以上たつていながらもかわらず、その間に何の音きたもなく、私がこれをきょう質問させていたたくというところになつて初めてわびが入つた、わびを入れに來ました。それは姿勢として、それが本當に今長官が言われたように勘違いをしていたということと申しわけありませんという話ではやはりこ

れは納得できないんですが、長官、いかがですか。○政府委員(岡田康彦君) もう一度おわびをさせていただきますが、例えば承知しておつて違つたようなことを言つたということであれば、そのときから私自身が良心の苦しみを感じる、とかそういうことがあるんですが、全く申しわけないことに、きょうもう一遍御質問をちょうだいするということ、どうして、何かまずい行き違ひがあつたかということ、ビデオでも再度見た結果、これはひよつとしたら私がそういう新聞の見出しの方のことにとらわれて答弁したのではないかと、このころ、もう一遍再度で打ち合わせをしたところ、やはりその可能性が強いということがわかりまして、これは大変申しわけないということ、きょう本席でもおわびを申し上げると同時に、これは先生にも直接おわびを申し上げなきゃいけないということ、気がついて早速行動はいたしましたところとございませぬ。

○福山哲郎君 本當に私のような若輩が申し上げるのには生意氣なんです、そうやって、例えば条約事務局に出したり、内々で物事を進めようとする姿勢があるから、いろんな市民や国民の中から、この環境問題に対しては政府なり環境庁なりが自分たちに情報を開示してくれないという猜疑心が芽生えて、いつの間にか不信感が芽生えるというふうな状況が多々起つていっているのではないかなという気がして仕方がないわけです。

本當に十年後、二十年後に環境破壊が目の前に起つてきたときに、そのときに国民に一体だれが責任をとるのかといつたときに、このときにこんな情報も出ていなかったじゃないかということでは僕は済まされない問題だというふうなこの問題は思つていんです。

特に、COP4があと一月、十一月の二日から始まる。その直前でその責任者である環境庁さんがこういう姿勢で本當にいいのか、重なるようなことで恐縮なんです、実は私はもう大変悔しくて、悲しいという残念だというふうな思つています。

そしたら、ペーパーを出されたということはお認めになられるわけですね。○政府委員(岡田康彦君) 六月の気候変動枠組条約の補助機関会合においての決定に従ひまして、条約事務局に對しまして九月十日付でクリーン開発メカニズム及び共同実施に関する文書を提出いたしました。

この文書は、クリーン開発メカニズム及び共同実施、それぞれの制度全般につきまして我が国としての議論のたたき台としての考え方をまとめて提出したものでございませぬ。

○福山哲郎君 では、この提案はだれがつくられたんですか。局長は御存じなかったんですね。御存じなくて提出されたんですね。

○政府委員(岡田康彦君) 先ほど来、そのこと自体についておわび申し上げたところですから余り繰り返しません、内部分掌的には企画調整局の中に地球環境部というのがございませぬ。当然私の職掌範囲ですから、私が知らなかったということ、は言ひわけにならないことは承知して、その点は十分承知の上で申し上げることで、内部分掌的には地球環境部長の責任で対応させていたでいるというものが私どものあれでございませぬので、そのこと自体も事実として御報告させていただくことはやむを得ないのではないかと思ひます。

それから、一点申し上げますと、私どもまたまた地球環境部長が今国会から政府委員を外されたということもございまして、その間、若干そういうこと等々対応について失礼があつたということも、ダブルでいろいろとこういうことが起こる原因になつたというところで、いづれにしても申しわけなかったとは思つておられます。

○福山哲郎君 ではもう一度確認します。企画調整局内で作成されたんですね。

○政府委員(岡田康彦君) 本ペーパーは政府として提出されたものでございまして、外務省、通産省と環境庁が調整をして出したものでございませぬ。

○福山哲郎君 外務省、通産省と調整をして政府として出されたものを局長が御存じなかつたんですか。もう一度伺います。

○政府委員(岡田康彦君) 申しわけございません。

ですから、先ほども申し上げましたように、今現在私も、その後そういう経緯を経ての事柄は承知いたしましたけれども、内部分掌的には地球環境部長の所掌ということで処理をしておりますものですから、その段階では存じませんでしたと申し上げます。

○福山哲郎君 では、地球環境部長の権限で通産省や外務省と調整をして、政府の意見として提出をされて、そこには局長は要は入っておられなかったわけですね。

○政府委員(岡田康彦君) その入っていないことがいいとか悪いとかいうことについていろいろ御議論があるかもしれませんが、事実としてはそうでございます。

○福山哲郎君 済みません、もう僕はよくわからないんですけれども、そしたら、その地球環境部長と外務省と通産省とは一体このテーブルで調整をされたんですか。

○政府委員(岡田康彦君) 通常の各省協議の手法で、各省と連絡をとり合いながらやったように今聞きました。

○福山哲郎君 済みません、通常の手法というのは僕はよくわからないんで、もう少し詳しく具体的ににお教えください。

○政府委員(岡田康彦君) もしもお許しをいただければ、浜中地球環境部長から御答弁させていただきます。

○福山哲郎君 では認めますので、浜中部長、お答えください。

○説明員(浜中裕徳君) 御説明を申し上げます。通常の協議のルールと申しますのは、担当の専門の人間がおりまして、まずはそういう人間のレベルで関係省庁の間で意見交換をいたしまして、その結果を私に報告がございます。必要がありま

したら私と、例えば通産省の担当の審議官、それから外務省の担当の審議官の方が通常の私のカウンターパートでございます。必要がありましたら直接電話なり、あるいは直接お会いをして協議するというのが通常の協議のやり方でございます。本件にしましては担当者のレベルでいろいろ意見交換させていただいた結果を私が報告を受けました。それで必要な指示もしたこともあったと記憶をしておりますが、最終的には私のレベルで直接関係省庁の担当、それぞれ同格の方々とお会いをしたり電話したりということとはございまして、その担当官のレベルでの協議によりまして、最終的にはまとめさせていただいたという経緯がございます。

○福山哲郎君 一体それはいつ、何月何日の会議というかテーブルなんですか、部長。

○説明員(浜中裕徳君) 御説明を申し上げます。

これにつきましては、九月十日までに条約事務局に提出を求められていたということでございまして、具体的に申し上げますれば、六月のボンで開催をされました補助機関会合以降、九月上旬までの間に何回もそういうやりとりをさせていただいてきたということでございます。

○福山哲郎君 長官にお尋ねします。

局長が御存じなかつたものを、政府として条約事務局に提出をされたものを長官は御存じだったんですか。

○国務大臣(真鍋賢二君) 私の大臣就任はもって後でございましたものから、六月の段階から議論をしておることについての詳細な報告はございませんでした。

それで、局長、部長が今お話ししておることを伺いながら、やはり責任体制というものが各省庁にあるわけであります。その恒例に従って対応をしてまいったところでありまして、大臣には最終的な段階での報告はございますけれども、その過程についての報告というものは余りないわけでありまして、しかし、決断を迫る問題については逐次報告があり、それは大臣が決断をいたしております。

○福山哲郎君 そしたら、長官は六月の過程を就任前です。御存じないのはいいんですが、九月十日に提出をされた時点で長官は決断されたんでしょうか。

○国務大臣(真鍋賢二君) もちろん大臣として決断をいたしておるところでありますけれども、しかしながら、先ほど来お話をしておりますようにすべてに熟知するわけではございませんで、先生も御案内のことと思います。

これはお互い知ることとは知っておる、知らないことは知らないというような形でディスクローズしていくのは、もうこれは現在課せられた大きな責務であるわけでありまして、できるだけその趣旨に沿ってやっておるわけであります。私もこの環境庁長官になって以来、皆さん方からいろいろな御質問をちょうだいいたしておるわけでありまして、知るところはすべて報告させていただきます。

ただ、そして皆さん方の御意見をいただきながら問題処理に当たっていかうという姿勢は終始一貫いたしております。

○福山哲郎君 ということは、環境庁長官はいろいろ決断しなければいけないから、それは理解をさせていただきます。

ということは、局長は飛び越えて長官のところに行つて決断をされたということでしょうか。

○政府委員(岡田康彦君) 申しわけありません。

先ほど来何度も申し上げておりますように、内閣所掌的には、こうしたことの国際的な取り決めの取り組みにつきましては地球環境部長から直接大臣の方にお諮りをするようにいたしておりますものから、大変失礼いたしました。

○福山哲郎君 簡単にイエスかノーかで答えてください。中央環境審議会、このペーパーを出すときに何かこのペーパーを出しますよという形の了解を得ましたか。

○政府委員(岡田康彦君) そういうものをお諮りはいたしております。その段階では。

○福山哲郎君 そうすると、国会の委員会では出

していませんと言つて隠して、そして局長も御存じなくて、大臣も基本的にはいろいろある決断の中で、全くわからないけれどもとにかく決断をしたという中で、それでいつの間にか通産省と環境庁と外務省が担当者レベルで調整したものが政府の提案として条約事務局に送られたわけですね。(それが責任をとるんだと呼ぶ者あり)

○国務大臣(真鍋賢二君) 環境庁の問題としては私が全責任をしようとしておるわけでありまして、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○福山哲郎君 委員長、これは大変重要な問題だと僕は考えます。本日にCOP4という大変大きな国際会議で、だれがつくったかわからない、局長も知らない、長官も知らない状況の中で条約事務局にのつてきつてこういう文書が送られてくるわけですね。本日にこれ地球温暖化防止に対して議定書の議長国としての責任が果たせるのでしょうか。

私は、先ほどから何回も申し上げておりますように、本日はもって聞きたいことがたくさんあります。では、だれが作成されて、ペーパーの中心にどんな調整が行われたのか。中央環境審議会にもこれは諮られていないわけですね。国民や議員や中央環境審議会、全部何も諮られていないところ条約事務局にペーパーが提案として送られてくるわけですね。一体だれの意見が条約事務局に送られたんだと。

もう時間ありませんのでこれでやめますが、この件に関しては、委員長を初め理事の皆さんにまたいろいろ御検討いただきまして、私もこういう状況で何をしたいのか今まだわかりませんが、また御指導をいただきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○委員長(陣内孝雄君) 後刻、理事会で語りまして、取り扱いはまた協議させていただきます。

○私友和夫君 公明の私友和夫でございます。私は、今問題となつております住宅・都市整備公団の分譲空き家住宅の価格の値下げ販売の問題

について御質問をしたいと思います。

そもそもこの問題の発端というのは、昨年の七月三十一日、突如として住都公団が今まで二年間以上売れ残っていた二十九団地、千二十九戸について従来の価格より平均一九・三%、価格にして約一千万円値下げをして販売する、こう発表して、その三日後八月三日に値下げ分譲の受付を開始した、そこから起こっているわけですがけれども、今まで住都公団はこの四十一年間、公団の分譲価格の決定というのは個別原価主義でありましたからそういう値下げはやらないだと言いつつ言い続けてきた。値下げはやらない、やる制度とか法はあるけれども、今まで買ってもらった人、伊藤副総裁がNHKで言ったのは、先発組も後発組もあるし、ということは要するに今まで買っていた人への影響とかいろいろあるものでそういう値下げは一切やりませんよということを七月三十一日まではずっと言い続けてきた。ある日突然値下げしますよと、それで、三日後にもう募集を開始しますよ、こういう発表をされたんですね。

どういうことでそうだったのか、お伺いします。

○政府委員(小川忠男君) お答えいたします。

パブル経済の崩壊に伴います影響というのはいろんな分野で発生したと思いますが、やはり住都公団の経営あるいは分譲のあり方についても物すごく大きな影響を及ぼしたと思います。いろんな形で営業努力はいたしましたが、やはり結果的に膨大な売れ残り物件が発生したという現実がございます。それに対して、団地として未利用のまま、あるいは空き家のまま放置しておくこと自体がいろんな問題があると同時に、公団の経営に対しても極めて大きな影響が出るのが懸念されました。

したがって、何らかの形で抜本的な解決策を図る必要があることから、住都公団といえどもやはり経営体であるという原点に立ち返りまして、周りの市況に合った価格設定をするとい

うことで、言うなれば値下げ販売に踏み切ったというのが率直なところでございます。

○弘友和夫君 私は当初報道等で見まして、確かに大変な税金をつぎ込んだ、そうした公団の分譲住宅がそのまま利用もされずに残っているという問題は、やはりそれが完了できるような方法、値下げだとかそういうことも考えられていいんじゃないかなという受けとめ方をしたわけですが、

しかしながら、また先に購入したそういう方にもいろいろ説明をしたり、御理解いただいたりやっているんだというように思っておりまして、けれども、これを調べれば調べるほど、また話を聞けば聞くほど、公団の対応、また建設省の対応にしても本当にこれは誠意がない。今、福山さんが怒っておられましたけれども、私もこれは調べれば調べるほど腹が立つてしょうがないんです。いいですか。昨年の七月二十八日に当時の亀井建設大臣が公団の総裁に値下げを指示した。翌日、大臣が値下げを発表された。その翌々日、三十一日に今度は公団が建設大臣に価格変更申請を提出して即日、その日に許可になった。私はこれを見ましたら、ずっと四十一年間値下げをしなかった。それはいろいろな問題があって、簡単にできるんだっつたらもう前からやっていたらいいです。だけれども、いろいろな問題、特に先に購入された皆さん方に対する影響だとか、いろんなものがあってやらなかった。それは公団から先に申請をしたんじゃない、大臣が指示をして、それを受けて三日後にこれを受付する、こんな短期間で短期間でやっているわけですよ。

そしてそこで、では今まで購入された方にどういう手を打っているのか。何も説明もしていない。そして、管理組合の理事長あてにファクスが一枚ずつ行っているわけですよ、それぞれの団地の管理組合に。それには「公団分譲空家住宅の価格の見直しについて」云々と書いてあります。最後に、「なお、不動産市況の変化に伴う価格の変更でありますので、既に購入された方への適及適用

は行わないこととしましたので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。」と、この一片の通知をファクスで、しかも管理組合の理事長に送っているだけなんです。

四十一年間ずっとやったこともない。いろいろな影響があるからできない。それを大臣から指示されてばたばたとやってしまった。そして、既に購入された方には、まだ返してくれるんですか、くれないんですかとも言うてないんです。説明も受けてないんです。そんな値下げをして、そういう説明も受けてないのに、なお、既に購入された方への適及適用は行わないようになっていきます、こんな対応というのがあるのかということなんです。

どうですか。これは、値下げについては当時の大臣が指示されているわけですが、先に買った方への配慮とか、そういうことも考えてという指示はなかったのかどうか。大臣も後で答えてください。

○政府委員(小川忠男君) 公団の分譲の歴史、御指摘のように非常に長い歴史があるわけですが、ただ、パブル崩壊に伴いますいろいろな影響というのも看過しがたいところまで来ていたというのも事実であるかと思えます。それに対してどういう対応があり得るのかということを、事務的な意味で私どもと公団との間でいろんな検討あるいは議論を進めていたというのが間違いない事実としてございます。

ただ、いろんなことを考えますと、今までやらなかったことに踏み切るというためには、やはり建設省としての国の判断であるということから、建設大臣から公団に対して指示をしたという形をとらせていただいたということでございます。

したがって、個々の住民の方々、入居者の方々に對して説明が不十分であるというふうな御批判はあるいはあるかと思いますが、その後私どもが公団から聞いている限りでは、やはりできるだけ誠意を持って御理解いただくよう努力しているというふうな聞いておりますし、またこれから

からも努力させていただきたいと思えます。

○弘友和夫君 大臣はそのとき指示されているのかどうかについて。だから、当時の亀井大臣が値下げをしないといふと指示して三日目にやっているわけでしょう。そのときに、建設省として値下げをしないといふのと同時に、そういう配慮はどうなのかという指示を建設省ではやっているんですか。

○政府委員(小川忠男君) 二つあるかと思えます。一つは、既往の方々にさかのぼって値下げということについては、やはりマーケットという前提のもとで値下げをするわけですから、既往分にはさかのぼらないという前提で省内での議論が積み重ねられたという点が一つございます。

それから、具体的に入居者の方々に對しての説明の仕方等々について詳細を私どもから公団に対して指示するという状況ではございませんが、やはり誠意を持って対応するようにという話はしております。

○弘友和夫君 誠意を持って対応するようにという今お話ですが、まず皆さんは、その価格決定した根拠、自分たちの買った、値下げをした一カ月前に、八月の一カ月前、六月の末に買って七月に引越した人もあるわけですよ。その人は一千万以上高く買っているわけですから、ローンにしたら二千万ぐらいあるんです。それを、ではどういう価格の決め方をしているんだとかいろいろ聞きたい。

だけれども、一切そういうことは出せませんと今までの衆議院の国会論議の中でも出ているわけですよ。そういう価格の問題とかいろいろ私はお聞きしたいんですけれども、三十分しか私は時間がありませんので、そういう前提の中でいろいろ皆さんが怒っておられるし、訴訟されているということをまず認識していただきたいと思います。

それで、公団の分譲住宅の価格というのは建設大臣が承認しなければ決められないわけですね。それで、今まではずっとそのまま売れないでも置いて

ていた。それと同時に、去年衆議院で問題になったのは、勝手に下げられないから現状有姿販売というのをやってきたわけですが、モデルルームと称して、モデルルームだったなら傷むんじゃないか、いろいろあるところがある。その傷んだ分、本来だったら公団が手直しをしてお客さんに渡さなければならぬ。今、こういうことであれば現状有姿販売としてモデルルームを販売しております。こういうことだと。それが、ほとんどがモデルルームと称して何百万も値下げをしてきたからこれはやはり販売じゃないかと指摘された。

今回のこの値下げのときと同時に、公団はその制度を変えてモデルルーム販売というふうになつたわけですが、それについて、その経過というか、お答えをいただきたい。

○参考人(今泉浩紀君) お答え申し上げます。

ただいま先生から御質問の点でございますが、御質問にございましたように現状有姿販売という事で昭和六十一年度からこの制度を行つてまいりました。それ以前は分譲住宅を販売するに当たりました。例えばユーザの方の利便に供するということでモデルルームの形で部屋を見せたいというわけでございますが、そういった場合に当然部屋の損傷とか起りますので、それをもとに、旧屋に新しい姿にして購入者に買ってもらいたくという仕組みをとっていたわけでございますが、購入者の中にはこのままでも購入していいという御希望があったという背景もございまして、昭和六十一年度から、ただいま先生の御質問にございましたように、その補修費相当を頭金の、一時金の一部に充当した格好での現状有姿販売制度を行つたわけでございます。

ただ、この現状有姿販売制度でございますが、これは現地案内所に来られましたお客様に御案内申し上げたということでございまして、そういった観点から、より透明性を高めるという観点に立ちましてこの平成九年八月、値下げと同時に期でございますけれどもモデルルーム価格を設定いたし

まして、各モデルルームにつきましてはモデルルーム価格といった形で表示いたしましてそういう制度を設けたということでございます。

○弘友和夫君 ですから、今売り出されている分譲住宅は、要するに価格が全部オープンになっているわけですね。モデルルーム価格といえどもオープンになっているわけですね。だから、価格を勝手に値引きしたりすることは法的にできないわけですね。大臣の承認を得ないといふことですか。だから、今現状売り出されているので価格がオープンになつていないものがまずあるかどうか、勝手に値引きをしているようなものがあるかどうか、お答えください。

○参考人(今泉浩紀君) 先ほどお答えいたしましたように、モデルルーム価格といった形で表示してございまして、そういう形で値引きはやっておりません。というふうな考えでございます。

○弘友和夫君 ですから、オープンになった以外に値引きをしたりなんかはしておりませんかという事を聞きましております。

○参考人(今泉浩紀君) そうでございます。

○弘友和夫君 ところが、つい先日なんですけれども、地名を言っているのかどうか、これは港北ニュータウン、九月の十五日、特別限定内覧会というのがあった。つい先日です。特別限定内覧会というのをやってこちらまで来てくださると。見に行かれた方が何人かいらつしやる。ところが、その中に家具をいっぱい置いてあるわけですね。それを見たらいい家具なんです、それぞれ部屋に。後で見ていただいてもいいですけれども。

この家具をどうするんですか、この家具は分けていたんですかと言いましたら、お分けしますよ。この部屋は四DKでしたか、どういふ種類の家具があるんですかと一覧表を出してくれておる。総額六百七十一万五千四百四十四円のこと。家具なんです、各部屋。寝室が二つありまして、テールだとかなんと、とにかく寝室の一つの方は百二十一万、もう一つが百三十八万、リビングルームが百四十二万、ダイニングが百二十八

万、和室が五十五万、そういうふうになるとにかく全部家具が入っている。六百七十一万五千円です。これを何と二十九万円でお分けしますというんです。ちゃんと会話したテープもあります。これはどういふことなんですか。

公取は来られていませんか。

まず、この家具をつけて販売しているのかどうかということ。それと、これが事実であれば景表法だとか何とかそういうものに引っかかるんじゃないかということ。六百七十一万が二十九万ですから、何を根拠に二十九万かどうかは知りませんが、要するに六百数十万値引きしますというのと一緒じゃないですか。どうですか。

○参考人(今泉浩紀君) ただいまいわれる家具の販売についての御質問だったわけでございますが、公団でやっております家具の扱いにつきましては御説明をしようとして申し上げたいと思っておりますが、モデルルームに家具を設けて住宅購入予定者の方にルームを見ていただくということは現在もやっているわけでございます。

その設置の方法でございますが、二通りございまして、専門の業者の方にコーディネートなりその家具の設置を依頼する方法、いわゆるリース方式というものと、それから公団みずから家具を購入して設置する方法というのがあるわけでございます。原則といたしまして、そういった使いまわした家具は、売れましたときにはほかのルームに持っていくましてその家具を活用するという事をいたしております。

しかしながら、例えば住宅のタイプが異なることによつてほかのモデルルームでは使えないとか、あるいは傷ができてしまったとか、設置の期間が経過したというふうなことで損傷があった場合に、いわば家具としての価値が非常に低下しているような場合がございまして、そういった場合に、住宅予定者の方から家具が欲しいという要望があり、また場合には、要望におこたえをしていくというふうな実情にあるわけでございます。具体的などういたしますかという、専門業者

の場合ですと、専門業者の方と購入者の方で話し合つていただきまして価格をどうするかというふうな決めていただいておりますわけでございますし、また公団が設置する場合につきましては、もうほとんど価値がないというような家具になつてございますので、その場合には無償でお渡しをするという事になっております。

○政府委員(上杉秋則君) お答えいたします。

公取の所管しております法律に不当景品類及び不当表示防止法というのがあるわけですが、過大な景品つき販売というのを規制いたしております。この規制対象となる景品類というのは、法律及びそれを受けて告示によりまして定義されております。簡単に申し上げますと、顧客を誘引するための手段として自己の供給する商品または役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益という事になっております。ただ、正常な商慣習に照らしまして値引きと認められる経済上の利益というのは、値引きということでは景品には当たらないということになっております。

ただいま御指摘の点を検討いたしますと、不動産の購入者に対して当該不動産に関連する家具等を安く販売するという事でございまして、景品表示法上の取り扱いといたしましては、不動産本体の価格を実質的に安くしたんだということになりますので、これは景品類には該当せず、この法律に違反するということとはございせん。

○弘友和夫君 今公取が言われたように、実質的にこれは値引きなんです。公団の方で、何かもう相当古くなつていて、価値がなくなつていて、それを公団がやっている場合はただでやるんですか。業者がやっている場合は業者は二十九万でいいと言われるわけですか。これを外に出したらみんな買いますよ、これは二十九万だったから六百七十万の価値があるんですから。どこか傷んでいますか、これは。どこが傷んでおるんですか。では、私が買いますから持つてきますか。(議員

宿舎のどこに置くの」と呼ぶ者あり議員宿舎は狭いから置けないですけれども。

だから、今の答弁を聞いたらもつと腹が立つてきますけれども、値引きと実質的に認められると。大臣、これはどうですか、これは値引きなんです。時間が余りないので、本当はもつといろいろやりたい。

だから、要するに売れない。それを、今まで価格の決定についてはコストよりも高くつける場合もあるし安くつける場合もあるとかいろいろ言っておるわけです。もう既にこの港北は二九%値引きしている。これは四千八百万のものですけれども六百万値引きしたら、もともとは六千八百万のものですから四〇%近いんです。四〇%近い値引き。

いろいろお聞きしたいんですけれども、会計検査院の方から来ていると思えますけれども、こういう公団の、いろいろ税金が入っているわけで、財投が九千億以上、それから住宅建設費補助金、いろいろ入っている。通常の検査じゃなくて今度重点検査を実施すると去年の一月発表しました。検査の結果はどうでしたか。

〇説明員(大和殖治君) 住宅公団につきましては重要な検査対象といたしまして毎年検査を実施しているところでございます。

昨年は、売れ残りの分譲住宅及び賃貸住宅の空き家が多数に上っているという事態がございましたので、このまま推移しますと事業の目的を達しないばかりか事業収支にも少なからず影響を与えらるということが予想されましたことから、公団がこの事態に対してどのような対処をなさっているかという観点について検査したところでございます。

その結果でございすけれども、検査に着手した段階では賃貸住宅及び分譲住宅において多数の空き家とか売れ残りの住宅が見受けられたわけでございす。検査の過程で公団におきまして家賃の減額等の空き家対策や種々の販売促進対策を講じておられまして、空き家が減少しましたり譲渡が進むなどの事態の進展が見受けられたこともありまして、いましばらく事態の様子を見たいというところで今後の推移を見守ることとした次第でございす。

〇弘友和夫君 会計検査院は、重点的に入って、今言われたように値引き販売をするようになったから多分事態は売れるようになるだろうと。売ればいいというもののじゃない。会計検査院は税金がむだに使われているか使われていないかというのを検査するのが会計検査院でしょう。売ればいいんだつたらもう九〇%引きでもしてやれば全部売れますよ。売れるようになるから何も意見を述べませんでしたと、簡単に言えばそうなんです。これはおかしいんです。もつとやりたいんですけれども時間がありませんからね。

それで、去年一月そういうのを発表しておいて、今まで住都公団には会計検査院から住都公団の役員一人、監事だけしか行っていない。一月に入りまして発表して、七月には理事がもう一名ふえていて、二名になった。どういうことですか、これは。

時間がありますので、最後に大臣にお尋ねしますけれども、要するにこういう問題がある。私は、何らかの既得、先に買われた方に、住宅供給公社なんかはそれぞれ全部返還している例がたくさんある、百三十万とか百万それぞれ先に買われた人に。同じ建設省の所管でしょう。何で公団ができないのか、最後に大臣にお答えいただきたいと思ひます。

〇国務大臣(関谷勝嗣君) 今までに伺いました質問で一番難しい質問でございまして、正直申し上げまして感情論的にいけば、感情論というところかしののでございす。いわれる常識的に考えればそういうことであらうと思うわけでございす。私の立場としての御答弁とするならば、今言うまでもなく日本は法治国家であるわけでございすから、その中で提訴をされておりますから、やはり私は司法の判断を仰ぎたいと思つております。

〇弘友和夫君 最後に一言。提訴されていいますからあれですけれども、三千億積み立てているものがあるわけですから返せないことはない、私はそう思ひます。

〇福本潤一君 公明の福本潤一でございす。

本日、採決予定の法案にも絡みますが、地球温暖化の影響かどうか不明ではありますが、地球温暖化は殊に中国の洪水を初め、全地球的に水にかかわる災害が多いようございす。きょうは、その中で高知の記録的な水害について質問させていただきます。

高知市では九月二十四日一日で六百二十九ミリメートル、二十四、二十五、二日間で八百七十四ミリメートル、繁藤ではほぼ千ミリメートルの記録的な降雨があったわけでございす。死者は六名、床上浸水七千二百十二棟、床下と合わせて二万四千棟、土壌線復旧まで三カ月の見込みである。農作物被害二十五億円の見込み。九月二十七日には関谷建設大臣は早速現地入りされて、公明の対策本部の遠藤衆議院議員の申し入れを受けていただきました。

そこで建設大臣に、今後これだけの災害復旧の対策方をお伺いしたいと思ひます。

〇国務大臣(関谷勝嗣君) 先生と私は同じ愛媛県でございすので、高知の問題でございすから現地もよく御存じだろうと思うわけでございす。私は建設省へ行きまして二カ月になりましたが、不思議にももう五回もこういう水害で現地へ行きました。前任者の瓦大臣はゼロ回、その前の亀井大臣が二回でございすから、私は二カ月で五回も行つておるものですか、それほど気候が異常なものであらうと思ひます。

それで、五回の中で今回の高知の水害は、ほかの四回行きました場所とは一つ違ふことがございしました。それは七千棟に及ぶ床上浸水、そして床上浸水を入れますと二万三千戸ぐらいたつたか、そういうふうになるわけでございまして、水が引きましても、床上浸水に遭つておりますか

ら、住民の方々が翌日からもう直ちに生活に困るわけです。ぬれた畳の上に寝るわけにはいきませんから、ですからそこが今回私は大変気になつておるところでございまして、そういう方々に対する直ちに援助の方法はないかということをいろいろ調べましたが、直ちに例えば畳を入れかえることに對する補助があるかどうかというところ、そういうものはないわけございす。ですから、これを機会にそういうようなことができるようにやっていきたいと思つておるわけでございす。その家屋のそういう被害に對してもつと建設省は温かい援助をするようにやっていきたいと思つております。

それで、今の法律の範囲でできるだけのことをやつてもらいたいと、また県の方も県独自のことをやつていただきたいということをお願いしておるところでございまして、復旧を急いでやつております。ですから、今まではいわゆる河川のはんらんであるとかあるいは土砂災害であるとか、そういうものは直ちに復旧の予算が出るわけでございす。そういう国民の皆さんの日々の生活の直ちの援助というのが、これが神戸の地震の災害の後法律ができましたけれども、そういうものに類似したものををつくつていきたいと思つております。

〇福本潤一君 温かい配慮をお願いしたいと思ひます。

国土庁、現在の法律で激甚災害特別措置法というのがあります。その中に局地激甚災害の指定、また阪神大震災に絡んで被災者生活再建支援法というのがあります。今回の災害を見ますと、事業所並びに生活している方々が不景氣の中また市民生活に激しい災害を受けたということでございす。それで、支援法の法文の中に床上浸水、これが入っていないようございすので、床上浸水また店舗、こういうことに對する法律の条文、また改正も含めて入れることを要望したいと思ひます。が、この二点お答えいただきたいと思ひます。

〇政府委員(林桂一君) 二点につきまして、まず

激甚災害の指定でございますが、御案内のように現在高知の地元では応急復旧等の対策を講じられておりますが、それが一段落した段階で被害額の報告をいただきたいというふうに考えております。そのような額に基づきまして査定の見込み額あるいは局地激甚の場合には査定まで必要でございますが、そういった手続を早急にしていくというふうなことでございますので、今のところそのようなことについての見通しを申し上げられる段階ではございませんが、そのような努力をしたいと考えております。

それから阪神の、阪神といいますが自然災害により被害者の生活再建支援法のことにつきまして、八月末の洪水災害におきまして総理が福島、栃木に御視察になったときに、支援法の措置につきまして適用日が来年の早々ということになります。それまでの間についてもその法律に準じた措置を何ができるかということを検討するようにということで国土庁長官に御指示があったこととございますが、これにつきましてそういった同法の支援と同じような内容の措置を講ずるといふようなことで既に決定しております。

したがって、高知の場合にも、災害の要件等もございまして、いろいろそういったことについて該当するかどうかということの検討の上、そのものができるといふことであれば支援法と同じ内容の措置が講ぜられることになるわけでございますけれども、先生が今おっしゃいましたような床上浸水の家屋あるいはそれ以外のいろいろ対象についてのことにつきましては、あくまでも支援法と同様ということになりますので、御趣旨のところについては法律の範囲外ということと今回の措置の適用ということとは少し無理ではないかというふうに考えているところでございます。

○橋本潤一君 長官も同じ答弁になるんだらうと思います。せっかく長官お越しになつていて、長官にお答えいただきたかったわけでございますが、この床上浸水、店舗も含めて対応していただきたいと思いますし、今回メッキ工場から千

五百リットルの青酸ナトリウムも流出した。環境問題にもかなり影響を与える。ただ、青酸ソーダでございますので揮発してかなり早期に分解する物質だということ、若干不幸中の幸いだったということもありません。

ですので、国土庁、建設省、地元高知県に任すだけじゃなくて最大の支援をしていただくようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○岩佐恵美君 まず最初に、私は、磐梯朝日国立公園西吾妻地区の登山道整備にかかわる問題について質問をしたいと思ひます。

現地は、福島県と山形県の県境の白布峠から尾根を通つて馬場谷地という湿原に至る登山道、その整備というところで自然破壊の工事が行われております。経過を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員（山本徹君） ただいま先生が御指摘の工事の経過でございますけれども、これは秋田営林局管内の工事でございます。これは秋田の方々の自然との触れ合い、また森林あるいは緑資源の普及啓発に役立てるために、現在でございます登山道を整備しようとする事業でございます。

この事業に当たりましては、あらかじめ地元自治体、学識経験者、さらに自然保護団体の代表者等から構成されます検討委員会を開催して、工事方法等について検討した上で工事を実施したものでございます。

○岩佐恵美君 私は、九月十四日に現地を見てまいりましたけれども、登山道の脇の樹木を伐採したり、湿地を掘つて丸太を埋め込むなどの非常に乱暴な工事で驚きました。

延長約三キロの登山道整備の名目で、湿原埋め込み用輪切り丸太、縦六十センチ、直径三十五センチというものが、その資材を運ぶ運搬車、運搬車といつてもこのぐらいの小さなもので、キヤタビラーがついていて、多分軽油が何かで走らせるものだと思いますけれども、それを通すために、こういうキヤタビラーを通すわけですから、

あちこちで登山道を広げたり、あるいはだんだん高くなると木が迫ってきますから、そうするとおききと通さなさいいけないということで、そちらの森林を伐採するというようなことで、地元の自然保護団体の調査によりますと、登山道の幅が十四カ所で合計二百二十五メートル、迂回路が六カ所で合計二百二十メートルもあったということです。

広げられた登山道の横に三メートルから五メートルぐらいの幅で伐採した木を放置している、そういうのが二、三十メートルも続いているところ、何カ所かあるんです。それで私が驚いて、わあひどいと言つたら、案内をしてくださる方が、いえいえこんなところで驚いていたらまだです、もっと先にひどいところがありますというようなことで、本当に奥に行けば行くほどひどいところがありました。ひどいところでは幅十メートル、長さ三十メートルから五十メートルぐらいの迂回路が次々とあらわれて、そこに伐採した木が積み上げられていました。

これは国立公園内ですから、どうしてこういうことが起こってしまったのか、そういうことについて御説明をいただきたいと思ひます。

委員長、ここに写真がありますので、もしあれでしたらお返しをさせていただきますと思ひます。

○委員長（陣内孝雄君） どうぞ。

○政府委員（山本徹君） 先生御指摘のように、この登山道の整備について、実際に私どもの委員会でも十分自然環境あるいは植生の保全に従事するようという方向が出されていましてございまして、実際に工事の実施の過程においてそういう自然環境保全等に對する配慮が十分でなかった、また国立公園の地域であるということに對して配慮がなかつたという点がございまして、これは私も大変遺憾だと考えておりまして、こういうことが国立公園内で再び起きないよう万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

○岩佐恵美君 ここは、林野庁自身が、森林生態系の厳正な維持を図る保存地区を取り巻く保全利用地区、いわゆるバッファゾーンに指定をしたところでございます。白布峠からの登山道はブナ帯に続いてオオシラビソ群落が広がって、私も歩いていて本当にすばらしいところだなというふうに思ひました。標高千五百メートルの地点の前後に貴重な山地湿原があつて、しかもその湿原が乾燥化の危険があるというふうに指定をされている地域でもあります。こういう場所での自然破壊というのは、林野庁の今回のようなひどい工事というのは、私は全くあつてはならないことだと思ひます。

環境庁に伺いたいんですが、これは国立公園ですけれども、どういう規制がかかっているんでしょうか。

○政府委員（丸山晴男君） 先生今お話しした西吾妻連峰の白布峠から西大嶽に至る登山道でございますが、この地域は磐梯朝日国立公園の第二種特別地域及び第三種特別地域に該当するものでござい

ます。

○岩佐恵美君 この林道整備が行われたところは第二種の地域ですね。

○政府委員（丸山晴男君） お答え申し上げます。その林道整備が行われた箇所の中で、湿原地域が第二種の地域でございます。それに至る尾根筋の区域は主として第三種の特別地域でございます。

○岩佐恵美君 それで、環境庁は、出先の北関東国立公園・野生生物事務所長が、林野庁が設置をした検討委員会、ここに報告書がありますけれども、この検討会に参加していただかうんで、どうでしょうか。

○政府委員（丸山晴男君） そのとおりでございます。

○岩佐恵美君 丸太が重かつたので運搬車を入れたという説明なのですが、私は運搬車を入れることなど全く常識外だというふうに思ひますけれども、事はそれだけでは済まないんです。つ

まり、馬場谷地湿原、今あった第二種特別地域に指定されているという湿原に直系三十五センチ、長さ六十センチの丸太を縦にかなりたくさんものを埋め込んでいたわけです。だから、現地は、埋め込んだために湿原そのものは掘り返されてしまっているし、それから周りも運搬車を通ったということでも非常に踏み荒らされているわけです。丸太自身も、歩いてみるとわかるんですけども、とにかく不安定でふわふわしていて登山道の役割をなさないうような状況になっているわけです。

そういうひどい状況の上に、湿原というのは水があるから湿原の状態を保っているのに、工事はおまけに側溝までつくってその湿原の水を流すというところまでやってしまっているという、本当に信じられないような状況がそこそこ起こっているわけです。

検討委員会の中では、学者の委員から、湿原保全ということで丸太を埋め込むとよくないんじゃないか、そういう疑問が出されていたということですが、環境庁の代表がその会議に出席をしていて、そのことを見逃してしまった、ちゃんとしなかったということについて、私は余りにもおかしいんじゃないか、ずれているんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点どうですか。

○政府委員(丸山晴男君) 先生今お話しした馬場谷地湿原は、吾妻山系の中で最近比較的用户者がふえてきているところまでございまして、いわば人が歩くことに伴って踏み荒らしがふえて、そういう意味での湿原のいわば裸地化が進んでいるところとこの踏み跡がございまして、今回の木道整備は、人の踏み跡がございまして、今回の木道整備は、そのような踏み跡による植生の影響が出始めておりますところに対して、踏み跡部分に丸太輪切りを設置するという整備計画が相談されたというふうに聞いております。

丸太輪切りの工法の採用につきましては、湿原におきまして安定性を欠いている、また自然環境

への影響が懸念されるという点において配慮に欠けていたというふうに考えており、この工法につきましては湿原で行うことについては適切でなかったというふうにも考えているところでございます。

○岩佐恵美君 私は、環境庁の代表がそういう計画の協議の場に参加して、それで専門の学者からそういうことを指摘されて、そしてそれについてちゃんと調べることもなく見逃してしまっただ、本当に環境保護という仕事をみずからやらなければならぬというプロ意識に欠けている。もう残念でならないんです。

林野庁は非を認めて、専門家や地域の自然保護団体の意見を聞きながら修復等を行うと言っているわけですが、その点ではまじめに反省している態度と言えそうです。しかし、自然破壊の工事に税金をかける、復元にまた税金がかかる。つくった丸太の階段も、ちよつと写真を見ていただければわかるんですけども、一段が二本の丸太になっておりまして、それで高過ぎて上るのも上りにくい、おろるのも、それが続いていくと私なんかひざががくがくするんです。

それで、結局歩きやすいようにということで、丸太一本の階段にやり直すというやうなことを今計画しているわけですが、税金で自然を破壊してしまつてまた税金を使う、こういうむだな工事というのは本当にあつてはならないというふうに思うんです。林野庁長官は何か時間があつて退席をされたというところなので、林野庁からお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(日高照利君) 現在、この件に関しましては学識経験者や自然保護団体、関係機関等の意見を聞きながら、当該工事に係ります植生の回復等に必要な修復作業を実施中でございます。

一部で工事の手直しが必要になるということとは否めないわけでありまして、今後このようなことがないように万全を期してまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 もともと国立公園内の登山道整備

というのは環境庁の補助事業として都道府県が今までやってきたものだと思ひます。それが、さつき指摘をしました森林生態系保護地域バッファゾーン整備事業ということで、九三年から林野庁が参入してきた分野でございます。

今回の自然破壊工事の大部分の責任はもちろん林野庁にあります。しかし私は、環境庁にも先ほどもから指摘をしているようにプロ意識に欠ける、そういう責任があるというふうに思ひます。そこで、環境庁の国立公園管理に関する体制について伺いたいと思ひます。

環境庁の管理下にある国立公園の数、面積、そして管理体制、それはどうなっているのでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) お答え申し上げます。現在の国立公園の数は二十八でございます。総面積は約二百万ヘクタールでございます。

管理体制でございますけれども、現在この二十八の国立公園を十一のブロックに分けて、各ブロックごとに国立公園・野生生物事務所を設置いたしまして管理しているというところでございまして、さらにその事務所の下にそれぞれ国立公園管理官事務所といったものを全国で五十数カ所配置いたしまして、合計百六十八名の職員で現地の管理業務に当たつていただいております。

○岩佐恵美君 事務所一カ所について平均三人ぐらいの配置だということだと思ひます。また、国立公園の現地の管理事務所というのは私も何か所かちよつと歩かせていただきましたけれども、一人のところもあれば二人ぐらいのところもある、一人で見るには足りない公園面積というのはかなり広範囲にわたつていられるわけです。

それで、この西吾妻の現地調査に行くときに環境庁に連絡をしましたら、日光の方から来られたんですけども、現地に来るのに自動車で三時間ぐらいかかるということでしたから、大変広範囲なところを少数で管理をしなければいけない。

私は、これでは十分な管理ができないというふうに思ひます。

今回の事件で環境庁に私は二つの問題があつたというふうに思ひます。一つは、湿原について学者から危惧が出されていたのに、そのことについて見逃してしまつたということです。それからもう一つは、検討会に参加をしているんだつたら、やっぱりきちつと責任を持つてその検討会に参加をしていかねばならない。議論に参加をしていかなければいけない。そのためには現地をしつかり検討する、見るということが必要だと思ひますが、現地には行つていなかったということとです。

ですから、人手が足りないという問題もあると思ひますけれども、私は、もう一つ環境庁のそうした現地の管理官を含めて担当者をもつと環境についてきちつとした仕事をするに十分な、例えば現地の自然環境のよさをちゃんと判断できる、あるいは山地湿原というのはどういうふうな大切なのかということとを判断できる、そういう力を持つことが必要だというふうに思ひます。ですから、人員の確保、今全体としては総定員を削減するということの方でございまして、やっぱり必要などころには必要な人員を配置しなければいけないというふうに思ひます。

だから、必要な人員の確保と、それからそれだけでは済まなくて、環境についてきちつとした知識なりあるいは判断力、そういうことが持てるような研修あるいは研究、それができるような体制を保障すべきだというふうに思ひます。

○国務大臣(眞鍋三三君) 大変細かい点の行き届いた御指示をいただいで感謝をいたしております。行政改革の折で人数はふやしてはならぬ、責任はしっかりとれよというふうな状態の中から環境行政をどのようにしていったらいいか、日々苦慮いたしております。

現在も、林野庁関係で人員が若干リストラをするというやうなことがあればぜひ環境の関係の仕事に携わつていただきたいということをお願いして増員していただいておりますけれども、なか

なかと思うようにまいらないわけでありま。そしてまた、いろいろと指導をしておるわけでありま。すけれども、林野の指導と環境の指導というのはおのずから差異がございまして、そこをどういうふうな意識改革するかというところでこれまた苦慮いたしておるところであります。

先ほど来、湿地のところに側溝をつけたりというの、まさに環境庁としては、環境マンとしてはやるべき行為ではないと思っておるわけでありま。すけれども、それらの点につきましても重々注意を払いながらこれからの環境行政に万全を期していかなければならないと思っておるところであります。

いろいろと御指導いただいておりますわけでありま。すけれども、御理解いただく御好意に対して感謝をいたす次第であります。

○岩佐恵美君 しつかりとお願いをしたいというふうに思っています。

今、側溝の問題については、これは環境庁が知ってやってたというのではなくて、その側溝は全く知らなくて現地で勝手に林野庁がつけてしまった工事というところでありま。すので、環境庁は被害者というか、国立公園を管理するものとして被害者であつたであろうというふうに私は思っております。

私がこの問題を重視して本委員会を取り上げようと思ひましたのは、一番自然環境保全のための規制が厳しい国立公園でもこういう状況ですから、恐らく全国の国立公園とか都道府県の自然公園でもつとつとひどいことになっていくんじゃないか、そういう危惧をするからなんです。

それで、実は昨年のことなんですけれども、長野県の八ヶ岳の登山道で、一年に一遍ぐらいみんな登山者に行くわけですけれども、ある日前の年にはなかつたキャタピラーで走つた道が登山道になつてしまつていて。つまり、全体ではないんですけれども、登山道というのは人間が歩くわけですから歩きやすいようにジグザグになつていて、すけれども、それにキャタピラーが走りやす

いように真つすぐの道路がつくられてしまつていくというふうな箇所があつて、一体どういうことなんだというところで疑問も寄せられているし、あるいはほとんどないことが行われているんじゃないかという苦情もあるわけなんです。

この件について環境庁としてきちんと調査をして、そして報告をしていただきたいと思ひますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) 今先生お尋ねの件は、八ヶ岳中信高原国立公園夏沢峠という峠がございまして、そこに至る途中までは一般車両が通行いたしますけれども、その途中から管理車道に限定され、さらにその上につきましまして登山道でございまして、さらにその周辺にある三軒の山小屋の利用というところで、原則として荷物はヘリで荷揚げをしておりますけれども、ヘリ輸送自身は短期間に集中して行つたために、不足がちな生鮮食料品を補充的に山に揚げるといふために歩荷、人力を使つておりますけれども、昨今人手が足りないというところでキャタピラー車、小型というふうな報告を受けておりますが、キャタピラー車を使つて登山道でいわば野菜等を揚げていたということでございます。

山小屋の管理者といたしましては、一番自然に与える影響が少ない方法でキャタピラー車を使用しているということでございますけれども、この点につきましまして、地元の方野山において現地調査を行い、現在どのような影響が出ているかよく調査をした上で適正に対処してまいりたいと思ひます。正に対処してまいりたいと思ひます。

○岩佐恵美君 このように西吾妻の問題については国立公園の中でこういうことが発覚をしたわけですから大きな問題になつて、現地でもたまたま自然保護団体の熱心な方がおられたから非常に大きなニュースになつたということですが、二度とこういうことが起こらないように、林野庁、環境庁とも全国的に再発防止を徹底すべきだと思ひますけれども、まず林野庁からお答えいた

だきたいと思ひます。

○説明員(日高照利君) 林野庁といたしましては、今回の工事を実施しました秋田営林局に再発防止を強く指導いたしますとともに、他の営林局あるいは支局に対しまして、このような工事の実施に当たりましては自然環境の保全等に十分配慮するように通達などで既に指導を徹底したところでございます。

今後このようなことがないように十分留意してまいりたいと思ひます。

○政府委員(丸山晴男君) 国立公園や国立公園といひますのはいわば我が国を代表する傑出した自然の地でございます。このようないわば立派な自然環境といふものを保全して後世に引き継ぐということが私も環境庁の役目と心得ております。で、今後とも自然公園の管理体制の充実を図りますとともに事業者への指導の徹底を行ひまして、国立公園などの自然環境の適切な保全を図られるように最大限の努力を傾注してまいりたいと思ひます。

○岩佐恵美君 次に、開発に絡む猛禽類の保護について伺ひたいと思ひます。

環境庁は一九九六年に猛禽類保護の進め方」というマニュアルを出しています。オオタカの営巣中心域の定義についてどうなつていくのか、またそこで避けるべき行為はどういうことなのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(丸山晴男君) 環境庁で作成いたしました「猛禽類保護の進め方」におきましてオオタカの営巣中心域といふのは、いわば広義の営巣地として一体的に取り扱われるべき区域でございます。営巣地あるいはその周辺で営巣に適した林相を持つ一つのまとまりの区域、またとってきたえさの解体場所、ねぐら、監視のためのとまり場所などが含まれるというふうなものでございます。

このような営巣中心域におきまして猛禽類に対する生息上の支障を及ぼすおそれのある行為につきましましての事例でございますけれども、このような

区域におきましては、住宅、工場、鉄塔などの建造物、リゾート施設、道路建設、森林開発は避けるべきであるといったことが指摘をされております。

○岩佐恵美君 この「営巣中心域」に、営巣地および古巣周辺というふうな記述があるわけですが、古巣周辺というのはオオタカに特別にそういう指定があるわけですが、それはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(丸山晴男君) お答え申し上げます。お尋ねの件は営巣地の周辺及び古巣周辺というふうな理解をいたしておりますけれども、この古巣といひますのは、オオタカの生息上通常みずからのテリトリ、縄張りの中に二つから三つの巣を保有しているというふうな聞いております。それで、条件がよい場合にはそのうちの一つを数年使用いたしますけれども、何らかの事情で便宜他の巣に移つて、また数年後にいわば古巣を使用する習性があるということでございます。いわば古巣であるとしても数年後には再び使用されることがあるので、営巣中心域の中にこの古巣というものが含まれているというふうな理解をしていくところでございます。

○岩佐恵美君 そこで、建設大臣にお伺ひしたいのですが、先ほど自然と共生できるようなしていかねばだめであると思ひます。これは大変積極的な御答弁がありましたけれども、実はイヌワシなどの猛禽類については繁殖率が非常に低くなつています。トキの二の舞かと言われるような危機的な状況が生まれています。また、オオタカもあつちこつちで見つたてなくさいる、こう言われるんですけれども、関心を持つ方がふえて発見率が高くなつたので別に数がふえたということではない。

しかも、首都圏、特に市街地に近いところでは、例えば八王子では親が巣の中で子育て中に死んでしまつたという事故がありました。それから、親がえさを一週間持つてこれない間に、ちよつと育つたひなだつたものですから、ひな同士食べ合

松岡川というところで堤防が二カ所決壊をして、そして太田川そのものは溢水という状況。堤防は壊れなかったんですけれども、あたり周辺は全部水没をするという状況が起こっておりまして、これは太田川の河口そのものが非常に狭くなっている、降った雨をそのまま流せる能力がない状況なんです。

こういう川が新発田川放水路と今度できます福島漏放水路の間に存在をしているという状況で、この川は独立をした川でありますから、この川の河川改修をやらない限りこの地域は水害から免れないという事情がございまして、私はおしかりを受けたということになるわけでございます。

ぜひここは一体のものとして取り組んでいただくか、あるいはこのたび概算要求の概要というところで災害復旧制度の一般会計の充実というこの案の中に、上流河川の中で堤防が決壊をしたりして、上流部でそういう災害が後を絶たない、そして河口部の川幅がとて間に合わないというような状況があった場合にはこれを適用しながら、県の事業であっても多分やれるという方向だろうと思うんですけども、こういう制度で実現ができるならばこの川もぜひやっていただきたいと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○政府委員(青山俊樹君) 実務的なお答えをさせていただきたいと思いますが、平成十年の八月上旬豪雨では新潟に非常な被害が出たわけでございます。このような災害の頻発に對しまして、災害復旧を行う制度の充実が必要だということは強く認識しております。

今お話しございましたように、再度災害防止の観点から、越流といいますが、堤防を乗り越えて水があふれる現象を越流と申すわけでございますけれども、越流した水位なり流量に対処できる上うに河道整備を実施することが重要だということ、原形復旧での災害復旧としてそれをまず取り上げるといふ内容の充実を大蔵省の方に要求されていたところでございます。

川は上流を改修すれば流量増が起りますので、

下流への流量増に対応するように、計画区間であっても一般会計の災害復旧のお金を入れて、あわせて改修するという河川災害復旧関連緊急事業制度というものの創設も要求しているところでございます。今御指摘ございました太田川の件につきましては、上流の松岡川におきまして二カ所で護

ただ、今見ましたところ、松岡川の洪水が全量太田川に流れ込むという構造にはなっておりませんで、また、松岡川の災害そのものも下流部へ大規模な流量増をもたらすような復旧計画と主ならない

というのが美談でございます。ただし、住戸の方々の御心配もよく理解されますので、県と綿密な打ち合わせを実施してその改修方針について検討してまいりたい、かように考えております。

○大洲綱子君　ぜひ県と十分に議論していただきたい改修をできるようにしたい。そうであるならば、国庫等、もう昭和の時代

ない」と地域の人たちは毎回毎回、もろもろの困り
からなんですけれども、平成七年度、それから九
年度と今回と同じような状況で不安に駆られる状
況が起こっていますので、少しの雨でもそういう
状況になるところから、ぜひこころは前向き
に取り組んでいただきますようによろしくお願い
を申し上げます。

それではその次に、住宅の税金のことについてちよつとお聞きをしていきたいというふうに思つております。

マスコミの世論調査では、小渕内閣の支持率は二五％と、大変危険水域に入つたというふうに報道されておりました。関谷大臣も大変頑張つておられるのに残念じやなからうかというふうに思うわけでございますので、この際、国民が待つていられるようなあるいは期待されるような住宅の減税にしつかりと取り組んでいただけたら少しはいいのではないかなと思ひながら提案をさせていただきたいというふうに思つているところでございませう。

住宅関連産業も、この不況の中で当初計画を非常に下方修正しながら一割から二割削減を打ち出し、土地や住宅の価格引き下げなどをして滞留している在庫を一掃する方針に転換しているということでございます。今期中に個人の顧客に売り切ると言い切っている業者もあるわけでございます。不動産経済研究所の発表では、首都圏の在庫マンションは既にもう一万户を超えている状況、そして建設省がまとめた七月の新設住宅着工戸数は、年率換算で言いますと、百十万三百余りと十五年ぶりに非常に低水準になっているということでございます。

こういう中で、住宅関連産業では、土地はもう大変安くなつていて土地で利益を回収することはできない、土地と建物をセットで販売すれば土地の売却損を住宅の販売利益で補えるような状況かなと、非常に厳しいけれどもこうしてでも売り抜かなければならないというような状況で、大変よい住宅とかよい土地が手ごろな値段段で入る、いわゆる住宅を取得したいと願っている人たちには今は絶好の機会が来たのではないかというふうに思われるわけです。

そこで、その住宅取得を希望している人たちに
対して側面から支えるための減税が必要だという
ふうにするわけでございますけれども、建設省は
どんなふうに取り組む決意でしょうか。

○政府委員(小川忠男君) ただいま御指摘ごさいましたように、マンシヨンの在庫は一万戸を超えていますと言われております。また、着工戸数も十数年ぶりに年率換算で百十萬戸少しの水準まで落ちてきております。巡航速度としては恐らく百三十萬戸後半、百四十萬戸前後は欲しいところだろうと思います。その意味では、やはり経済に対して相当足を引く張っているのが現状であらうと思います。

したがいまして、これは鶏か卵かというふうな議論、景気がよくなれば住宅着工もよくなるという点はございますが、ただ政策的な面でできるだけの措置を講じて住宅が取得しやすい環境をつく

るといふのも政府の責任であらうと思います。そういうふうな観点からは税制につきましても相当程度やってきたという思いはございますが、やはりいまだ一度原点に立ち返って基本的なところに点検のメスを入れてみたいと思います。

そういうふうな文脈で考えたときには、一つには住宅政策の基幹的な減税制度でございます住宅取得促進税制、これにつきまして、例えば六年間の期間が限られておりますが、これをもう少し大幅に減税期間を延ばすとか、あるいは敷地が計算上算入されていないという点がございますが、これを計算上減税対象に加えるとか、いろんな点で拡充を検討したいと思ひます。

また、基本的な減税政策として今申し上げた促進税制、いわゆる税額控除方式でございますが、例えばアメリカあたりは所得から金利を控除するという全く違った方式をやっております。その場合に日本に当てはめたならばどういうシステムがあり得るのかということも含めて、基本的な税制のありようを点検してみたいと思います。

また、居住用財産の譲渡損失の繰越控除という制度が昨年できました。バブル期に買ったものを今売ろうと思ったらキャピタルロスが生ずるといふときの損失をどうやってカバーするかということとでございしますが、それについて制度はできたのをごいしますが、例えば住民税が対象になっていないという点もございします。これについて新たに住民税も加えたいかかというふうな点等々を含めまして、住宅税制については基本的な点、壁り一カ月、二カ月ございしますので、思い切った手だてが講ぜられるよう努力したいと思ひます。

○大淵綱子君　それらの政策をやるのにどのぐらいの財源が必要でしょうか。

○政府委員(小川忠男君) 制度の仕組み方によりますので、なかなか減税額というふうなのはびちつとした形では出しにくいんですが、たまたまの参考の数値として申し上げますと、促進税制の税規模は平年度で六千億を超えております。しかも、税がいまして、例えばアメリカ方式というふうなこ

○政府委員(小川忠男君) 制度の仕組み方によりますので、なかなか減税額というふうなのはびたつとした形では出しにくいんですが、たまたまの参考の数値として申し上げますと、促進税制の減税規模は平年度で六千億を超えております。したがって、例えばアメリカ方式というふうなこ

とで原理原則どおりアメリカでやるのと同じようなやり方をした場合、想定しますと恐らく現在の促進税制を大幅に上回る減税額になるんじゃないかと見込まれます。

ただ、くだいようでございしますが、制度設計によつて相当違ひしますので、断定的に申し上げるのにはもう少し時間をおかしいだいたいと思ひます。

○大淵綱子君 それでは、平成十年度の促進税に関する予算額は六千九百九十億円でよろしゅうございしますか。

○政府委員(小川忠男君) ちよつと、手持ちの数字がございせんが、先生のおっしゃるような額じゃないかと思ひます。

○大淵綱子君 大蔵省、来ておりますか。

消費税をこの住宅の取得に關してゼロ税率にした場合に、財源はどのぐらいいいいますか、歳入減収はどのぐらいいいいますか。

○政府委員(福田進君) 御案内のように、消費税につきましても売り上げにかかる消費税額から仕入れにかかる消費税額を差し引いて納税する仕組みとなっております。

したがいまして、住宅取得費にかかる消費税、これを今先生はゼロ税率とおっしゃいましたが、これも同じでございしますけれども、どういふふうにするのかと、こういうことでございしますが、住宅にかかると売上高、仕入れ高等を求めなさいけないわけがございしますが、このデータがないため、大蔵申しわけございせんが試算が大変困難であるということをお断りいたしたいと存じます。

○大淵綱子君 消費税が導入をされてもう十年近くになりますけれども、どの部門でどのぐらいの消費税がというふうなこともわからないでしようか。

○政府委員(福田進君) おのおのにつきまして、例えば国民経済計算で項目があるようなものと、か、そういったものではございますが、具体的に、先生御案内のように例えば食料品についてかつて出

したことはございしますけれども、そういうた計数があれば漢としたものがございしますけれども、一口に、例えば家計調査におきましても住宅取得費に該当する項目がございせん。それから、統計上の制約から、なかなかマクロ的に推計することが困難なわけがございします。

どういふことかといひますと、家計調査におきましては、住宅取得にかかる費用は消費支出の実支出ではございせん、資産、負債の増減を伴います実支出以外の支出に区分されておるものと考えられますけれども、この実支出以外の支出の中には、土地、家屋、借金の返済という項目しかなかつて、住宅取得費は把握できませんので、この辺の事情を、なかなか困難であるということをお断りいたしたいと存じます。

○大淵綱子君 住宅の場合は、新築のときには当然新築の認定を受けなければならぬわけ、建設をされる住宅の数は、私もさつき百十萬といふに七月の新築着工戸数といふことで言ひましたけれども、こうした数とか、あるいは中古住宅の売買であるとか、マンションの売買といふようなことで、販売をされる数に一定程度平均値といふようなものを出して五%を算入するという形でおおむね出すことは可能かなといふふうにお断りいたします。

もう一つは、住宅生産団体連合会では、住宅関連の総売上高が平成八年度では二七兆円、平成九年度では二二兆円、消費税が五%導入されたために五兆円の売り上げが減つておるというのを言つておるわけ、この二二兆円に五%を掛けると大体一兆一千億ぐらいいいふことで、消費税は一兆円に満たない金額かなといふふうにお断りいたします。

そういたしますと、建設大臣、今建設省が計画しておられるいわゆる住宅取得を促進する減税は、大まか七千億以上かかるんです。そういう状況の中で、住宅取得に關して、取得をする人の最終段階のところを五%なし、ゼロ税率にするという状況、例えば三千万円の住宅を購入した人は消費

税を百五十万円払わなければならぬとせんけれども、今建設省が打ち出そうとする減税政策は、そういう取得者のローンの残金も三千万といふことになりまして、二百八十万円まで控除するといふような制度になるというふうにお断りいたします。

こういう制度をつくらうとする建設省ですか、この際、すべての住宅購入者が等しく恩恵を受けられる消費税のゼロ税率化という、住宅に限つて景気浮揚対策として打ち出したら、私は本當に国民から大歓迎されるんじゃないかといふふうにお断りいたします。建設省がやるうとしておるこの減税の金額と消費税をゼロにすることによつて減る財源が似ておる、金額的にもそう大きな差はないといふところで、ぜひこういうことも一つは考えられる。

内閣の支持率を上げるというふうなことからしても、今度の参議院選挙は非常に景気対策が争点と言はれましたけれども、やはり消費税の改革は何らかの形でやらなければならぬという国民の大きな願いが込められた選挙でもあつたと思ふんです。ところが、小淵総理の減税政策を早急に出せという要求の中にも、その消費税改革の項目は新聞を見る限りにおいては全く上がつてきておらないという現状がございします。

そこで、私はこの住宅が、住宅産業も大放出するといふこのときに、思い切つて、ウサギ小屋に住んでおる日本人と言はれてきた、この日本人の住環境を一気に改善していくためには、住宅の売買に對しての消費税はこの際ゼロにするといふぐらいいいふ案があつたら本當に促進していくんじやないかと思ひながら、きよう意見を述べさせていただきます。建設大臣、ぜひ閣議など折にこんな意見もあつたといふことをどうぞおっしゃつていただきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○國務大臣(関谷勝爾君) 大体先生の御要望は、今まで福島鴻にいたしましてすべて聞いてきておるわけがございします。

答弁いたしますが、先ほど先生の御指摘の、上流部分の河川をきちんと直しても下の部分がだめだとかいふような話がございしましたが、それは上と下を同時に改修しなければ意味がないわけですから、それだけの予算、今概算してみますと大体五百億ぐらいいいふ足せばそれができるということで、今委員会をやつております。ですから、そのことはちゃんとやります。

ただ、消費税ゼロといふのはちよつと難しい話で、これは住宅関係の減税措置といふのはいろいろやつておりますから、私は消費税ゼロといふのは、これは消費税全体の問題になりますから、一住宅だけをどうしようとするといふことは法的には無理です。ですから、それは今の時点では私では無理でございしますが、いずれにいたしましても住宅の売買、そしてまた取得を促進するといふ減税はあらゆる角度からやつておりますから、現時点においてはそれでひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○大淵綱子君 住宅だけは無理とおっしゃいましたけれども、大臣、賃貸住宅は消費税ゼロになつたんですね。なつておるんですね、これは法律によつて。ですから、豪華な住宅を借りてすごい家賃を払つていて大金持ちでも消費税は免除されておるという状況もありますので、ぜひよろしくお断りいたします。

本當にありがとうございます。

○泉信也君 まず最初に、苫小牧東部地域開発問題についてお尋ねをさせていただきます。

この問題については、着工以来既に四分の一世紀を経過した大型プロジェクトでございしますが、今千七百八十一億円の借入残高を持つておる、これからどうするか、これが大きな課題になつておるわけ、九六年度の年間収入が八億に對して利払いが八十七億、あるいは千七百八十一億円のうちの約一千億が利払いのための借入金だ、こういうことを承知しておるんですが、これは事実でございまいしょうか。

○國務大臣(井上吉夫君) 泉委員が御指摘になつ

たような、およそそういう実態でございます。
資本金は六十億ばかりで、土地をほとんど取得した分はほとんど借り入れでございました。そして、それが計画どおり処分されなかった、売れなかった、したがって資金がずっと借金という形で積み重なってきて千七百八十一億の借入残高になっている、しかも金利に見合うだけの収入が現在のところ全くないという、お説のとおり内容であります。

○泉信也君 こういう状態に対して、長官の方では所信表明の中でも、これまでの反省を踏まえて再出発したいという意向を述べておられまして、現在の株式会社を一応整理して新しい会社を起すという御計画を進めていただいておりますと承知しておりますが、このような事態になった反省を踏まえてという言葉をもちと具体的に、責任はどうか。役所だけでも十三省庁が集まって議論をしながら進めてきた、またこれまでの進め方についてはなかなか責任の所在をつまびらかにすることは難しいとは思いますが、この状態を長官としてはどういうふうにお考えでございますか。

その責任という観点からどんなふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(井上吉夫君) 泉委員の言われた責任論という形で議論を始めますと、このプロジェクトが始まって以来、当時の計画がいつのころからどう食い違ってきたのか。あるいは取得した土地がうまく売れなくなったというのは、当初の考え方、計画が全然実情に合わなかった。

となると、途中で必要な時期に改定計画というのをいつやればよかったのかということと、たどっていきましますと、私はそのことを今短い時間でこの時期に最大の責任があったというところを御説明するだけの時間も内容もつまびらかにしておりませんが、少なくとも当時、重厚長大型の苦小牧を活用しながら、これが北海道の発展のためだけでなく日本全体の、いわば工業分散ということのためにこれしかないという大事な場所の一

つとして、国家プロジェクトとして組み込まれた。そして、一番最初から六十億の出資があったら、それが予定どおり土地が造成されて予定どおり処分されて収入がうまく入ってきて回転するということになれば、借入金もずっと膨れるわけではありまじからつじつまは合ったかもしれませんが、しかし、昨今の状態を見ますと、到底その当分の計画どおりの事業展開というものはもう実情に合わないというぐあいに考えます。

したがって、新しいこの地域の利用の仕方を変えるとしたら、これだけの大きな、千八百億近くの借入金を抱えて金利に追われ続けるという体質の中では、これはだれがやっても全くやる気をなくしてしまうほどの大変な借金でありますから、したがってこれは一たん清算をして新しい会社を起してそして進めるしかないなど。六千六百ヘクタールの広大なあの地域が、しかも陸海空のいわば交通の要衝としてのこういう地域は北海道だけでなく日本全国の中でも得がたい土地である。となると、これをもうどうにもならぬということではどうかというふうな、この貴重な土地資源なり場所というのがあるかかわからぬ。だから、これはどんなことがあっても一遍どういう利用の仕方があるかというのを考えて、しかも同じような借金体質が膨れていくということにならないような計画を全体として組み立てる。

そして同時に、それを執行する人的体制も、一連の期間内の役員の数なり職員の数を一通り私なりに調べてみました。とてもこういう大変な人的経費を使っていたんでは、いい値段で売れて事業がずっと右肩上がりで行くときは別ですが、これでも、こういうパブルがはじけるといふ状態から急にもうどうにもならぬところまで来たというぐあいに考えるんです。

したがって、そういう状態の中からもう一遍この地域を本当に生かすとしたら、これは国も道もそして経済界もみんなでこれをすばらしい地域として生かしていこうでないかという合意を得て、

そしてそれに見合ったそれぞれの出資を皆さん方に御了解いただいて新発足するしかない、新会社で立ち上げるしかない、私はこう考えて申し上げたわけですが。

○泉信也君 長官の御決意を伺いました。長官のお言葉にありましたように、日本にとつては最大の、あるいは唯一の来世紀に残された有効な地域だといふふうに私も思います。ですから、これまでの責任体制を問うことも私自身は大切だとは思いますが、むしろ新しい会社をつくってこのプロジェクトを生かしていくためには同じ轍を踏まないような責任体制を明確にしていくということが大変重要なことだといふふうに私は思っております。

北海道の経済が苦しいときに民間に負担をいただく、あるいは北東公庫の改組の中で債権放棄をしていただく、大変な問題でございますけれども、ぜひ目先の収入を得るために細切れな土地利用にならないように長官にお願いをいたしたい。この問題に対するお考えを終わらせていただきます。

長官、御決意だけ聞かせていただけますれば。

○国務大臣(井上吉夫君) 今まさに泉委員が言われたような考え方で、実は私は就任いたしましたから一週間足らずのときに北海道に飛びました。この問題があったからです。そして、自分で現地も見まわりました。知事さんとも会いました。苦小牧の市長さんとも会いました。会社の社長さんとも会いました。財界の皆さん方とも話をしながら、まず第一は、これだけの大事な場所だから何とか生かそうじゃありませんかと。

そして、再び同じような轍を踏まないということのためにどうしなければならぬのか、そのことを私は役所内でも何遍も何遍も議論して、十分すり合ひのとれる支出以内で仕事をやっていく、まずそこから始めるということのポイントとして、そして先々細切れにならないようにそういう活用の仕方をねらってやっていきたい、こういうぐあいに思っています。

○泉信也君 北海道から今度は高速道路の問題をお尋ねさせていただきます。
道路公団の總裁、御出席いただきましてありがとうございます。

私自身は、いろいろな道路建設に対する批判もございませうけれども、縦貫横断、日本の国道を構成する道路をさらに整備しなければならぬという観点に立つものでございませう。しかし、ことしの夏の日本ハイクの問題から、こうしたことが繰り返されることによって国民の道路建設に対する支持をなくすことにつながるのではないかと、このことを危惧するものであります。

けさの新聞も、お読みになったと思いますけれども、道路公団関連二十五社が総額五億三千万円の税の申告漏れがあった。これは事実かどうか知りません。新聞報道です。

(委員長 長瀬、理事松谷蒼一郎君着席)

さらに、昨日ですか、まさに公団の業務の中で、「八業務」といふふうに書いてございませうけれども、特定十九社に、いわゆる身内のファミリー企業に発注しておるといふように新聞に報道がなされております。

總裁、こういうことは事実でございませうか。

○参考人(緒方信一郎君) ただいま御指摘のありました税の申告漏れの問題でございませうが、そういう報道がありましたことは承知いたしておりますけれども、事実関係については私もまだ承知をしておりません。そういう報道がございましたので、ただいま各社にそれぞれ照会をして調査しておりますのでございませう。

それから、委託事業の問題でございませうけれども、これにつきましては、公団は本来、道路をつくりまして管理するところまで全うしまして初めて高速道路がその機能を全うするわけでございませうけれども、公団のみならずが管理をするところまでやりますと公団組織が大変肥大化いたしますので、当初から民間企業に委託をする、いわゆるアウトソーシングの方式をとってお

るわけでございます。

ただ、だんだん事業が大きくなってまいりまして、非常に閉鎖性というようなことが批判をされるようになってきておりますので、競争性と透明性を確保するために、料金收受業務でありますとかあるいは維持修繕業務、保全点検業務につきましましては計画的に競争方式を導入することで、現在、逐次実現しております。それ以外の委託業務がまだ若干あるわけでございまして、不動産管理業務ですとか有料駐車場業務等々で幾つかあるわけでございまして、そのことについてはまだ競争方式を導入していかないわけでございまして、けれども、これらにつきましても、先ほどのハイカの問題の処理の方針の中で建設大臣からも御指摘をいただきまして、ともかく順次競争性を導入していくということ取り組んでいきたいと思っております。

○泉信也君 確かに建設大臣の御指示で公団も業務の改善に取り組んでおられることを承知いたしておりますが、今総裁がおっしゃいました、例えば料金收受業務に関しては具体的な公募型の指名競争入札制を導入するということが既に一部スタートしておられるんじゃないかと思っておりますが、具体的にどんな状況の変化があったんでしょうか。いわゆるファミリー企業と言われるようなものの以外の全くの部外の参入が実現しておるんでしょうか。

○参考人(緒方信一郎君) 料金收受業務につきましては平成九年度から実施をしておりますが、新規供用区間については平成九年度から実施をいたしております。新規供用で六件実施をいたしました。新たな会社が入札に参加した件数が三件でございまして、その三件とも落札をしております。

(理事松谷蒼一郎君退席、委員長着席)

○泉信也君 もう一つお尋ねをさせていただきますが、日本ハイカに絡むいわゆる商法違反、特別背任事件が発生しておるわけですが、この事件に照らして、今までの方式を変えたやり方を公団の方では提示しておられます。

これで本当に再発防止が可能なのか。代理店方式というのは日本ハイカの機能を代理店に置きかえただけではないか。今まで日本ハイカがやっておった機能を代理店に置きかえただけであって本質的な解決策にならないんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(緒方信一郎君) プリペイドカードであるハイウェイカードの販売につきましては、従来日本ハイカという会社一社にすべて販売をお任せしてきたわけでございまして、そういうことがやはり今回の問題を発生しました一つの組織的な遠因になっていないか。そういう反省のもとで、競争性を導入しようということ、幾つかに分散することを考えたわけです。

かなり信用力のあります大口のものにつきましては、直接私も日本道路公団の方からハイウェイカードを交付して販売してもらおう。それから、大体今現在二千七百ぐらいの店を相手にしまして末端二万七千ぐらいの店舗で販売が行われております。日本ハイカがやっていない場合ですけれども、細々したものににつきましては、どうしても公団から直接というのはなかなか管理できませんので、間にいわゆる卸売業者のようなものに入ってもらふ必要があるだろう。それを一社でなくて複数の卸売業者に入ってもらってやろうということ、直売方式とそれから卸売方式と二本立てでやっていこう、卸売方式についても複数でやっていこうということ競争性を導入していくということでございます。

あわせまして、公団のチェック体制というものを強化しようということで、やはり今回の問題もそういうチェック体制が足りなかったんじゃないかと反省しておりますので、これも強化してまいりたいというふうに考えております。

○泉信也君 これはまた推移を見なければならぬと思います。本当にこういうやり方がおっしゃるような透明性があって効率的であるかどうかというところは少し推移を見ながらまた議論させていただきたいと思えます。

そこで、日本ハイカ事件では、再販売店の選定に際しまして、公団に政治家あるいは官僚、役人から何らかの働きかけがあったのではないかと、読売新聞の報道ですと明らかにそういう行為があったというふうに報道されておりますけれども、この事件について具体的に公団に何らかの働きかけがあったんでしょうか。

○参考人(緒方信一郎君) 本年九月二日付の読売新聞の記事に、ただいま御指摘がございましたように、いわゆる口ききがあったのではないかとこの記事がございました。早速私どもの方で、当時の関係者、当時というのは契約当時は平成六年でございまして、いろいろ関係者に直接聞き取りをいたしました。その結果、公団から日本ハイカに對しまして、いわゆるケイエス・プランニングという会社との契約に関して具体的な指示とか依頼を私どもの方から行ったということはないわけでございまして。

ただ、平成六年の九月二日に、釜本スポーツ企画が日本ハイカと契約したのであれ紹介してほしいという話をさる役所から通じて聞いて、事情がよくわからなかったもので、ハイカの方にこれはどういふことだということと照会した、こういう事実はございまして。

○泉信也君 今総裁の御答弁の中に、さる役所からというお話がございました。何らかの圧力と言っている言い過ぎかもしれませんが、動きがあったということとは明らかにしたと思えます。

さきに参議院の法務委員会と自由党の平野議員が本件に関しまして幾つかの質問をさせていただいておりますが、その中で、この件で逮捕された中道被告が書いたと言われます衆議院議員の名前が記載された報道されております。念書が東京地検特捜部に押収されているかといったやりとりがなされたわけでありまして。

再度確認をさせていただきますが、念書の存在については、今の時点でこういう念書の存在があったという報告を受けておられますでしょうか。法務省の方、お答えいただけますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 日本ハイカの事件につきましては、九月一日に強制捜査に入りまして、九月二十一日に、今お尋ねの二名、松村及び中道ですが、東京地方裁判所に特別背任で公判請求しております。

具体的事件が公判にかかわっているわけでございまして、お尋ねの内容はそうした具体的な事件の内容そのものにかかわりますので、現在段階でも、その有無あるいはその内容についてお答えいたしかねるところでございます。

○泉信也君 この事件では、建設省の資料でも、約二十七億円の使途先不明の金が生じておるといふふうに言われておるわけでありまして、もっと詳しくお尋ねをしたいわけですが、最後に建設大臣にお尋ねをいたします。

私が一番最初に申し上げましたように、道路事業をさらにしっかりとやっていただきたい、また道路公団初めいろんな立場の方々がその思いでやっているにたいしておると思っております。こうしたスキャンダラスな事柄が次々に出てまいりますと、どうも国民の支援をいただけなくなる。政治家あるいは官僚が介入をする余地がたくさんあるというふうな印象を国民に与えるということは大変まいいと私は思うんです。

ジャーナリストディックに言えば、道路予算を食い物にしておると、そういう世評には建設大臣としてさらに徹底した指導をやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(関谷勝爾君) 日本ハイカの問題でございまして、日本道路公団に對しまして、とにかくも透明性、それと競争性というものを入れて組織を直すように指示いたしました。九月七日に公団総裁から、一つの方法として、信用力のあ大口の販売者に対しては公団が直接販売をするようにする、それからこのカード自体をつくっておりましたのも日本ハイカだけでございまして、それから、そういう一社とするところにも問題があるだろうというふうなこと、また代理店も複数代

理店体制のもとでの販売とする、いわゆる日本ハイクだけでなくて、そういうものを複数にするというように直してまいったところでございます。それともう一つは、後払い制度をするからこういう事件が起こっておるわけですから、またそういうところにいるいろいろな第三者から疑われるようなことが起こってきますから、後払い制度というものは今後やらないようにというふうに指示を出したところでございます。

先生がおっしゃられますように、内部のものでいろいろな道路関係の事業をやっていくというところは問題があるわけでございますから、パーキングエリアの利用にいたしましたもつと民間の方々にチャンスを与えるということもするよう指示を出しております。

こういうことが今後起こらないようににもかくにも私は、泉委員のおっしゃる様に私の政治家としての指導で今一生懸命やっておりますから、もうそうそうこういうことも起こらぬだろうと思っております。余りこういうようなことが起こりますと私も本当に責任をとらないと思っております。そういうようなことはさせないでくれというのを役所の中でも言っておりますから、襟を正して綱紀粛正ということはやらせていただきますので、ひとついましばらく見守ってやっていただきたいと思っております。

○泉信也君 ありがとうございます。

○島袋宗康君 二院クラブ・自由連合の島袋宗康でございます。

建設省に対して質問をしたいと思っております。

駐留軍用地強制使用に関する沖縄県収用委員会への一部却下裁決に対する那覇防衛施設局による建設大臣への不服審査請求の件について、次の諸点についてお尋ねしたいと思います。

まず、その受理の日時、それから現状がどうなっているのか、また今後の審査手続の手順、いつ結論を出す予定なのか、その四点についてお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(木下博夫君) 御指摘の審査請求につ

きましては、既に御承知かと思いますが、六月十七日付で建設大臣として受理しておりますが、沖縄県の収用委員会に弁明書を求めまして、委員会の方からは八月十日付で弁明書が建設省に届いております。あわせて、那覇の防衛施設局長にそれに対する反論書を求めておりまして、これにつきましては施設局長から九月二十五日付で反論書が提出されている、こういう流れでございます。

今後は駐留軍用地特別措置法、いわゆる特別措置法と申しておりますが、その十四条において適用されます土地収用法第三百三十一条第一項に基づきまして公害等調整委員会への意見聴取を行いたいと考えております。また、あわせて提出された書類等に基づき、公正に審査をしていきたいと思っております。

結論的には、審査庁といたしまして今後今申し上げました公正な審査を行うというのがまず第一前提でございますけれども、裁決につきましては明確な時期を現在お示しするまでという状況でございます。いまいせんが、可能な限り速やかに処理していきたい、こう考えております。

○島袋宗康君 大体見通しとしてはいつごろになるかお聞きしたいと思います。

○政府委員(木下博夫君) 今申し上げましたような手順でございますので、私はこの段階でいついつと申し上げるのはあれだと思っておりますが、最後に申し上げましたように可能な限り御趣旨を踏まえて速やかにやっていきたい、こう思っております。

○島袋宗康君 ちよつとその件で建設大臣にお伺いします。

先日の所信表明の中で行政改革の推進についてお触れになっております。そこで、規制緩和、地方分権、地方支分部局への権限の委任を含めて行政改革の実を上げるというふうなことをおっしゃっております。そこで、その件について全力を挙げるといふことを述べられておりますけれども、私はその精神を先取りしていただいて、そして今申し上げました駐留軍用地強制使用に関する沖縄

県収用委員会の判断を最大限に尊重するような立場に立っていただきたい、そういうことについて大臣の御所見をお願いいたします。

○國務大臣(関谷勝爾君) このことにつきましては私も調べさせていただいたんですが、平成十年の六月十七日に防衛施設局長から建設大臣の方に審査請求が参っております。それからの手続につきましては先ほど御報告があったようでございますが、弁明書の提出それから反論書の提出、そして意見聴取を行いまして、それがまた公害等調整委員会から私あてに意見回付が参りまして、それから裁決ということになるわけでございますから、その過程におきまして先生の御趣旨、私の当初の考え方を十分に入れてこの問題を解決していきたいと思っております。

○島袋宗康君 ぜひ沖縄県の立場に立つて地主の意向を尊重して判断していただきたいというふうに願っております。

次に、環境庁はいらっしゃいますか。

米軍厚木基地に隣接する民間の産業廃棄物処理施設の排煙問題で、米軍の調査によつて大気中のダイオキシンの日本の指針値を大幅に上回った上、日本の測定値と十倍以上の開きがあることが報じられております。この問題については先日の本委員会でも同僚議員によつて取り上げられました。

私はまず、何ゆえ日米双方の測定値に十倍以上の差が生じたかという点と、それから何ゆえ日米双方で物議を醸さないために合同調査をしなかったのか、その二点についてお伺いします。

○政府委員(廣瀬省君) お答えいたします。

まず、技術面の問題でございますが、日本と米国で試料を採取したダイオキシン類の分析方法については大きな差異はなく、日本の測定分析のレベルが米国方式に劣っていることはまずないと考えております。

そして、ではどうしてそういう差が出たのかというところでございますが、過去の米軍の調査結果と日本側調査結果とが異なる一つの原因は、双方

の試料採取方法に異なることがあったということでございます。そしてもう一つは、米軍が毒性等換算値、ダイオキシンというのは異性体というのが二百十ございまして、それを全部換算して一つの代表的なものに置きかえていくわけですが、この換算値を国際的に用いられていない方式で推定したことなどによつて日本側と米軍の過去の測定結果を直接比較することが困難でございました。

そして、この前大臣も答えておられると思いますが、このため当該地域の大気環境の現状につきまして日米双方が共通の認識を持てるよう、昨年九月、厚木基地内において日米共同で測定地点及び試料採取時間を統一して調査を行ったところでございます。現在、日本及び米軍双方の調査データの比較分析を行っているところでございまして、日米合同委員会のもとに設置されております環境分科委員会において早急に調査結果をまとめたいと考えております。

以上でございます。

○島袋宗康君 これは朝日新聞なんですけれども、米軍の調査、日本の調査でダイオキシンの差が十倍もあると、こういうような報道をされております。これはもう三十日のことですから、そういったふうな答えを、やはり新聞にこれが出ないような形でちゃんと整理をしてもらつてやらないと、国民はみんなこれに惑わされますよ。

また、これが事実だというふうなことになるべくると、私は非常に懸念するのは、この問題で政府は、有害物質は規制基準内だというふうなことを前にもお答えあつたんですけれども、そういった基準内でありながら、いわゆる閣議で民間の産廃施設を全額国費で改修する異例の決定をしたというふうな報道がなされております。それはどういうことなのか、その理由を伺いたいと思っております。

○政府委員(竹内行夫君) 政府といたしましては、現地調査を行いました結果、当該地区の大気環境の現状は改善が必要であり、特に民間の焼却

炉から排出ガスが風向きによっては住宅に直接吹きつけるという類例のない状態にあることを踏まえ、日米安保条約及び日米地位協定に基づき提供している厚木海軍飛行場のより安定的な使用を確保するとの観点から、米軍家族住宅地区の大気環境を保全するため政府として必要な措置を講ずることにつき、今日の十八日に閣議了解を行ったところでございます。

○島袋宗康君 先ほどの説明によると、今双方とも調査の結果を突き合わせているというふうな状況であるにもかかわらず、今の答弁というものはおかしいんじゃないですか。もう一遍お答えください。

○政府委員(竹内行夫君) 我が国に駐留いたします米軍の施設・区域の安定的な使用を確保し、その円滑な活動を確保することは、日米安保条約の目的達成の上で不可欠でございます。

かつ、ただいま申しましたような類例のない状況におきましてかかる措置を行うというところは、日米安保条約及び地位協定に基づき我が国が米軍に提供している厚木海軍飛行場の提供に関連して必要となった措置でございます。

○島袋宗康君 環境庁はまだ結論も出してないんですよ。それを防衛庁が先取りして、しかも民間の事業者に対して公金を使うというのはおかしいんじゃないですか、それを言っているんです。どう考えるかということ。もっと環境庁も防衛施設庁も本当に調査をして、これは税金を投入していいということならまだ話はわかるけれども、結論も出してない、突き合わせ中の事態にこういった公金を使うということが私は税金のむだ遣いじゃないかということを言いたいわけなんです。もう一遍答えてください。

○政府委員(竹内行夫君) 繰り返しで恐縮でございますけれども……

○島袋宗康君 同じことならいいです。私は、これは非常に問題だと思っておりますので、ぜひ環境庁あるいはまた防衛施設庁、もっとしっかりと、国民に納得のいくような説明がで

きるようにしてください。これは納得いきません、私は。

○政府委員(守屋武昌君) 本件につきましては、平成七年から平成九年にかけて現地を政府として調査いたしております。

当該地域周辺の現状につきまして、当該地区で行った大気環境調査では、環境基準で定めるすべての汚染物質が基準に適合していましたが、ダイオキシン類については基地内で最大二・四ピコグラムとなっておりまして、環境庁が生産にわたる健康影響の未然防止の観点から制限目標として定めている大気環境指針、〇・八ピコグラムを超える値が見られた、こういうことでございます。

○島袋宗康君 それにしても、環境庁と防衛施設庁はもとと精査して、公金を使うなら使おうと、国民が納得いくような支出であればよかったんですけども、どうも納得いきません。

私は、先日の本委員会でも取り上げました米軍嘉手納基地におけるPCB汚染の問題について再度お尋ねいたします。

去る九月二十八日に同基地を訪れた政府調査団に対して、米国の専門家チームが十月十三日に来て調査を行うということを同基地第一八航空団司令官が調査団に伝えたこととあります。

外務省は、米国調査チームの来日調査日時についてどういふふうなことで理解しているのか、受け取っているのか。あるいはまた、現地の米軍司令官から聞かされて私たちがわかつていっているんですけれども、外務省としてはどういふふうなことで調査団が派遣されるということをおわかりですか。

○政府委員(竹内行夫君) ただいま委員御指摘の、一九六〇年代から七〇年代にかけて嘉手納飛行場のある地点にPCBが投棄されていた旨の報道が行われた問題につきましては、去る九月二十日の日米安全保障協議委員会、これはニューヨークで開かれたものでございますが、その際に米側から、日本からの要請を真剣に受けとめ、報道されているような嘉手納飛行場におけるPCB汚染

地点があるかどうかを調査するため国防省の専門家チームを現地に派遣する旨の説明がございました。これは九月二十日のことでございます。その当時、派遣時期に關しましてはできるだけ早い時期に派遣したいということでございました。

先ほど先生がお述べになりましたとおり、九月二十八日に下地沖繩開発庁政務次官を団長といたしまして政府派遣団一行が同飛行場を訪問しました際に、米側関係者より、まだ具体的日程が決定しているわけではなく検討中であるとしつつも、例えば十月十三日という案もあるけれども、十月中旬には派遣されるであろうという旨の説明が現地において初めてあったということでございます。

いづれにいたしましても、まだ具体的な日程が決定しているという段階ではないと承知いたしております。

○島袋宗康君 それで、十月十三日に、これは予定であるということで説明を受けておりますけれども、その際に、やはり日本側が合同調査をぜひ行うべきである。そうでないと、厚木基地みたいに米軍の調査と日本の調査が全く食い違っている、十倍の差があるというような状況になりかねない。ですから、どうしてもこれはアメリカの視察団と一緒に日本側もちゃんと環境調査をやるといふような姿勢を相手に伝えて、ぜひ共同で調査ができるような体制をつくっていただきたい、これはどう考えますか。

○政府委員(竹内行夫君) アメリカ側の説明については、先ほど申しましたとおり嘉手納飛行場のPCB汚染があるかどうかにつきまして調査を行うというところでございまして、その調査の一環として、嘉手納飛行場内及びその周辺に在住する沖縄の住民の方々等の潜在的な健康への危険についても調査をするということとしていっているように思います。さらに、調査の過程で適当な場合には、大気、地表水、飲料水及び地表の土壌のサンブル調査も行うものと承知いたしております。

我が国政府関係者の何らかの立ち会いということにつきましては、それが可能となるよう米側と調整を図ることといたしたいというふうに考えております。

他方、御指摘の日米共同調査という点につきましては、この米国の専門家チームが科学的な観点から調査を誠実に実施するものというふうに承知いたしております。米側の責任において実施される本件調査の進捗を見守ることといたしたいというふうに考えております。

○島袋宗康君 その点について外務省はいらっしゃいますか。

これは食い違つてはいけませんので、ぜひ共同調査が実施できるような申し入れを厳重にしているわけで、これは沖縄県内の、しかも我が国のいわゆる環境の問題ですから、やはりその点は十分配慮していただいて、ぜひ合同調査をして同時に認識に立たない、食い違つたようなことでは私たちが納得いきませんので、ぜひ合同調査を実施していただきたいということを要望して、時間でありまして終わります。

○委員長(陣内孝雄君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(陣内孝雄君) 地球温暖化対策の推進に關する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る九月二十四日に質疑を終局しております。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、議題となつております地球温暖化推進法案に対し、修正の動議を提出いたします。

お手元に配付されております修正案の内容の説明に入る前に、修正案提出の理由とも関連する政府提出法案の問題点について、簡単に発言いたします。

政府提出法案は、京都議定書の詳細規定が検討途中であるとして、法制化の過程を見れば明らか

なように、大幅に後退したのとなっており、議長国としての国際的責任というならば、ほかの先進国に先駆けて京都議定書で約束した六%削減を履行できる法案とすべきであり、それは世界第四位の二酸化炭素排出国である日本政府の国際的責務であります。我が国の二酸化炭素排出量の内訳は、企業部門等が約八割、家庭部門は約二割と言われており、最も多く排出している部門での効果的対策のいかんが今法案のきなめとなるべきであります。ところが法案は、産業界や通産省の強い抵抗で、事業者の都道府県知事への排出削減計画の提出義務や指導、勧告、命令等の規制規定がなくなり、企業部門での実効性が極めて乏しいものとなっております。

以上のような政府提出法案に対して、温室効果ガス削減の実効性の上る内容を盛り込んだ修正案を提出するものです。詳細な説明はお手元の案文を見ていただくとして、修正案の趣旨を簡潔に御説明いたします。

第一に、COP3の議長国として、京都議定書で約束した六%削減を締結に先駆け国内措置で履行できるようにするため、政府が総排出量の削減に関する目標、総排出量の削減のための施策を明記した温室効果ガスの排出の削減等地球温暖化対策に関する基本方針を策定するものです。

第二に、地球温暖化防止の目的を最優先課題として達成するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の基本方針等ほかの法令の規定する基本方針は第一に指摘した基本方針と矛盾し、または抵触するものであつてはならないと規定し、この法案における基本方針の上位性を明確にするものです。

第三に、政府の温室効果ガスの排出の削減等地球温暖化対策に関する基本方針を着実に達成するため、都道府県知事が住民も参加した総排出量削減計画策定協議会の意見を聞きながら総排出量削減計画を定めなければならないと規定し、住民参加による温暖化防止と地方公共団体の取り組みの一体性で排出削減の実効性を確保するものです。

第四に、京都議定書で約束した六%削減を抜く穴に頼らず履行するため、一定の要件に該当する工場または事業場を都道府県知事が指定し、削減計画の提出義務と知事の事業者に対する指導、助言、公表、命令等の規制措置を規定することで、国内措置による削減を担保するものです。

以上が本修正案を提出する理由とその趣旨であります。委員各位皆様の御賛同をお願いいたします。趣旨説明を終わります。

○委員長(陣内孝雄君) これより原案及び修正案について討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに地球温暖化対策の推進に関する法律案について採決に入ります。まず、緒方君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手) ○委員長(陣内孝雄君) 少数と認めます。よつて、緒方君提出の修正案は否決されました。それでは次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手) ○委員長(陣内孝雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。小川君から発言を求められておりますので、これを許します。小川勝也君。

○小川勝也君 私は、ただいま可決されました地球温暖化対策の推進に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、日本共産党、社会民主党・護国連合、自由党及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 京都議定書で定められた我が国の温室効果

ガスの排出削減目標の達成に向けては、排出量取引等の国際的制度は目標達成に当たって補完的なものであるとされていることに留意し、また、過大な吸収量を見込むことは温室効果ガスの排出削減努力を損なうおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、本法を始め国内における温室効果ガスの排出削減対策の整備・推進に力を傾注していくこと。

二 地球温暖化対策に関する基本方針については、地球温暖化防止行動計画についてなされている様々な指摘を踏まえ、各主体が真に削減効果の上がる対策を講ずることとなるよう、国民の意見を広く聞きながら、その内容を厳密に定めること。

三 温室効果ガスの排出削減のためには事業者の果たすべき役割が大きいことにかんがみ、その事業活動に関する計画の策定・公表が促進されるよう積極的な支援を行うとともに、計画の実施状況についての把握に努めること。

四 国民一人ひとりの温室効果ガスの排出削減努力を促していくため、京都議定書及び本法の趣旨の周知徹底、普及・啓発等の一層の推進を図るとともに、製品についてその利用に伴って排出される温室効果ガスの排出量など各般にわたる情報の収集・公表に努めること。

五 全国及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターについては、国民・住民の協力・参加を求めて運営されるよう必要な措置を講ずること。
六 京都議定書の早期発効に向けて積極的な二シニアタイプを発揮するとともに、吸収量の取り扱いや排出量取引等の国際的取組に関するルールづくり等に当たっては、これらが各国の温室効果ガスの排出削減措置の「抜け道」とならないよう、その国際的な交渉にリーダーシップを発揮すること。
七 京都議定書の実施に対応した温室効果ガス

の排出削減ができる法制度を早急に構築すること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) ただいま小川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手) ○委員長(陣内孝雄君) 全会一致と認めます。よつて、小川君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、真鍋環境庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。真鍋環境庁長官。

○國務大臣(真鍋賢二君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○委員長(陣内孝雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十分散会

(参照)
地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する修正案
地球温暖化対策の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

本則中「抑制等」を「削減等」に改める。
第一条中「と」の下に「温室効果ガスの排

出の削減等」を、「健康」の下に「かつ安全」を加える。

第二条第二項中「抑制」を「削減」に改める。

第三条第二項中「当該施策の目的の達成との調和を図りつつ」を削り、「配慮する」を「にする」に改める。

第五条中「ように努める」を削る。

第七条第一項中「かつ計画的な」を、「計画的かつ効果的な」に改め、「ため」の下に「温室効果ガスの排出の削減等」を加え、「以下」を（第八条を除き、以下）に改め、同条第二項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 我が国における温室効果ガスの総排出量の削減に関する基本的事項であつて、次に掲げるもの

イ 温室効果ガスの総排出量の削減に関する

目標

ロ 温室効果ガスの総排出量の削減のための施策に関する基本的事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、温室効果ガスの総排出量の削減に関する重要な事項

第七条第四項中「協議しなければ」を「協議すること」とし、中央環境審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければ」に改める。

第十六条中「第十一条第五項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「三十万円を」五十万円に改め、同条に次の各号を加え、同条を第二十五条とする。

一 第十四条第一項の規定に違反した者

二 第十五条第四項の規定による命令に違反した者

第十五条を第二十四条とし、第十四条を第二十二條とし、同条の次に次の一条を加える。

（報告及び立入検査）

第二十三条 都道府県知事は、第十三条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度において、当該都道府県の区域内に工場を設置している者に対し、当該工場における業務の状況に関し報告

告させることができる。

2 都道府県知事は、第十五条の規定の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定工場に立ち入り、温室効果ガスの排出をする設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十三条を第二十一条とし、第十条から第十二条までを八条ずつ繰り下げる。

第九条の見出し中「事業者」を「特定事業者以外の事業者」に改め、同条第一項中「事業者は」を「特定事業者以外の事業者は、総排出量削減計画に即して」に改め、「基本方針の定めるところに留意しつつ」を削り、同条第二項中、基本方針の定めるところに留意しつつ」を削り、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（指導等）

第十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に工場を設置している事業者に対し、総排出量削減計画を達成するために必要な指導及び助言をすることができる。

第八条の見出し中「地方公共団体」を「市町村」に改め、同条第一項中「都道府県及び」を削り、「基本方針」を「総排出量削減計画」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県及び」を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の四條を加える。

（総排出量削減計画の達成の推進）

第十二条 国及び地方公共団体は、総排出量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（工場の指定）

第十三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の工場であつて当該工場に係る事業活動につ

いての温室効果ガスの総排出量（以下「工場総排出量」という。）について政令で定める要件に該当するものを、温室効果ガスの排出の削減等の特に進捗する必要がある工場として指定することができる。

2 都道府県の区域内に工場を設置している者は、前年度（四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる一年度であつて、直前のものをいう。）における当該工場に係る工場総排出量について前項の政令で定める要件に該当するときは、総理府令で定めるところにより、当該工場に係る温室効果ガスの排出の状況に関し、総理府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項の規定により温室効果ガスの排出の削減等の特に進捗する必要がある工場として指定された工場（以下「指定工場」という。）については、この限りでない。

3 指定工場を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、当該指定工場につき工場総排出量について、第一項の政令で定める要件に該当する見込みがなくなつたときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事に、同項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

4 都道府県知事は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項に規定する事由が生じたとき、同様とする。

（特定事業者の実行計画等）

第十四条 特定事業者は、総排出量削減計画に即して、当該指定工場に係る事業活動に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置に関する計画（以下「特定事業者実行計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 特定事業者は、前項の規定により特定事業者実行計画を作成したときは、遅滞なく、これを

公表しなければならない。

3 前二項の規定は、特定事業者実行計画の変更について準用する。

4 特定事業者は、特定事業者実行計画に基づく措置の実施の状況（工場総排出量を含む。）を公表しなければならない。

5 特定事業者は、他の者の温室効果ガスの排出の削減等に寄与するための措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

（指示及び命令）

第十五条 都道府県知事は、特定事業者実行計画が当該指定工場に係る温室効果ガスの排出の削減等の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、特定事業者に対し、特定事業者実行計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

2 都道府県知事は、特定事業者が特定事業者実行計画を実施していないと認めるときは、当該特定事業者に対し、特定事業者実行計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項に規定する指示を受けた特定事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項に規定する指示を受けた特定事業者が、正当な理由がなくしてその指示に係る措置をとらなかつたときは、当該特定事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（他の基本方針等との関係）

第八条 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に関する基本方針その他の法律の規定に基づく温室効果ガスの排出の削減等に関する国の基本方針等で政令で定めるもののうち、温室効果ガスの排出の削減等に関する部分は、前条に規定する基本方針と矛盾し、又は抵触するものであつては

ならない。

(総排出量削減計画等)

第九条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域における温室効果ガスの総排出量の削減等に関し実施すべき施策に関する計画(以下「総排出量削減計画」という。)を定めなければならない。

2 総排出量削減計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の区域における温室効果ガスの総排出量についての削減目標量及び目標年度

二 当該都道府県がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置

三 前号に規定する措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)の公表に関すること。

四 当該都道府県の区域内の工場又は事業場(以下単に「工場」という。)に係る温室効果ガスの排出の削減等に関する事項

3 都道府県知事は、総排出量削減計画を定めようとするときは、総排出量削減計画策定協議会の意見を聴くとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

5 都道府県知事は、総排出量削減計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により総排出量削減計画を公表する場合には、併せて当該都道府県における温室効果ガスの総排出量を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、総排出量削減計画の変更について準用する。

(総排出量削減計画策定協議会)

第十条 各都道府県に、総排出量削減計画に定めらるべき事項について調査審議するため、総

排出量削減計画策定協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、それぞれ都道府県知事が任命する。

一 当該協議会に係る都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。)の長

二 学識経験のある者

三 当該都道府県の区域内に工場を設置している事業者

四 当該都道府県の住民

五 温室効果ガスの排出の削減等のための活動を行う民間の団体の推薦する者

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

本則に次の二条を加える。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第五項の規定に違反した者

三 第二十三条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。